

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
目次		
「第一章～第八章 略」		
第九章 マーケット・リスク		
第一節 マーケット・リスクの算出方式及び計測対象（第二百七十一条～第二百七十二条の七）		
第二節 内部モデル方式		
第一款 一般的規定（第二百七十二条～第二百七十三条）		
（内部モデル方式の要件（第二百七十四条～第二百七十四条の五））		
第三款 バック・テスティング及び損益要因分析テストに係る要件（第二百七十五条～第二百七十五条の十）		
第四款 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額（第二百七十六条～第二百七十九条）		
第三節 標準的方式		
第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百八十条）		
第二款 金利リスク・カテゴリー（第二百八十二条～第二百八十七条）		
第三款 株式リスク・カテゴリー（第二百八十八条～第二百九十条）		
第四款 外国為替リスク・カテゴリー（第二百九十二条～第二百九十二条）		
第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百九十三条）		
第三節 標準的方式		

第一款 標準的方式に係る一般的規定及び構造（第二百八十一条）

第二款 標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目 リスク感応度方式による算出方法（第二百八十二条の二—第二百八十二条の四）

第二目 リスク感応度方式に係るリスク・ファクター（第二百八十三条）

第三目 リスク感応度方式に係る感応度（第二百八十三条の二—第二百八十四条の三）

第四目 リスク感応度方式に係るデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百八十五条—第二百八十六条の三）

第五目 リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャヤー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百八十七条—第二百八十七条の三）

第三款 標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

第一目 総則（第二百八十八条）

第二目 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百八十九条—第二百八十九条の三）

第三目 証券化商品（非 CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百九十条—第二百九十条の二）

第四目 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスク

第六款 オプション取引（第二百九十四条—第三百二条）

第四節 証券化エクスポート・ジャマーに係る特定（第三百二条の二—三百二条の四）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（三百二条の五・三百二条の六）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二条の七—第三百二条の十二）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第三百二条の十三）

に対するマーケット・リスク相当額（第二百九十九条—第二百九十二条）

第四款 標準的方式に係る残余リスク・アドオン（第二百九十二条）

第四節 簡易的方式

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百九十三条）

第二款 金利リスク・カテゴリー（第二百九十四条—第二百九十五条の七）

第三款 株式リスク・カテゴリー（第二百九十五条—第二百九十四条の七）

第四款 外国為替リスク・カテゴリー（第二百九十六条—第二百九十五条の三）

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百九十七条—第二百九十六条の二）

第六款 オプション取引（第二百九十八条—第三百二条）

第五節 証券化エクスポート・ジャーナーに係る特定（第三百二条の二—第三百二条の四）

第六節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二条の五・第三百二条の六）

第七節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二条の七・第三百二条の八）

第八節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第三百二条の九）

「第十章・第十一章 略」

「第十章・第十一章 同上」

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一～十二 略」

十二の二 内部モデル方式 第九章第二節に定めるところにより、金融機関独自のモデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十二の三 「略」

十二の四 標準的方式 第九章第三節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十二の五 標準的方式採用行 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を用いず、標準的方式を使用する銀行をいう。

十二の六 簡易的方式 第九章第四節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十二の七 簡易的方式採用行 マーケット・リスク相当額の算出において簡易的方式のみを使用する銀行をいう。

「十三～七十七の二 略」

七十八 個別リスク 市場における共通の要素の価格変動に対する危険又は商品の価格変動では捕捉できない特定の銘柄に関連する危険をいう。

七十九 一般市場リスク 市場における共通の要素の価格変動に対して、商品の価格が変動する危険をいう。

八十 削除

附則

(定義)

第一条 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」
「号を加える。」

「十三～七十七の二 同上」

七十八 個別リスク 特定の債券、株式等の価格が、市場全体の価格変動と異なつて変動することにより発生しうる危険をいう。

七十九 一般市場リスク 市場全体の価格変動により発生しうる危険をいう。

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク

八十一	「略」	
八十二	マーケット・リスク	市場価格の変動に伴つて損失 が生じるリスクをいう。
八十三	〔八十八〕 略	〔八十八〕 略
八十四	取締役等	取締役若しくは執行役又は執行役員（取 締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。） をいう。
八十五	トレーディング・デスク	リスクの取得及び管理を通 じた収益の獲得又は市場での地位の確立を目的として、ト レーディング戦略を実施するトレーダーのグループ又はト レーディング・アカウント（トレーディング業務における 観測単位をいう。）のグループ（複数のブッシング・アカ ウントの集合をいう。）をいい、明確に定められた事業戦 略を実行するものをいう。
八十六	構造為替ポジション	自己資本を自国通貨建てで保 有している銀行が、その自己資本比率の低下を防ぐ目的で 保有する外国通貨建てのポジションをいう。
八十七	バック・テスティング	バリュー・アセット・リスク に対して日次の実損益及び仮想損益を比較するプロセスを いう。
八十八	損益要因分析テスト	内部モデル方式に用いるモデルの を比較することにより、内部モデル方式に用いるモデルの

ク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こす
リスクをいう。第八十二号、第一百五十八条第八項及び第九
章において同じ。）をいう。

八十一 「同上」

八十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リス
クその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価
格の変動を引き起こすリスクをいう。

八十三 〔八十八〕 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

頑健性を評価する手法をいう。

九十四 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生じる日次の損益（コミッショントローイー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等Tier1資本又は自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であつて、次に掲げる要件で計算したものを行う。

イ 日次で更新される評価調整を可能な限り含むものであること。

ロ 時間価値の影響を含み、リスク理論損益と実損益においても整合的に扱うものであること。

九十五 トレーディング・デスクのリスク管理モデル 損益要因分析テストにおいて用いるリスク理論損益を算出する際に使用するモデルをいう。

九十六 リスク理論損益 損益要因分析テストにおいて、トレーディング・デスクのリスク管理モデルにより計算される損益をいう。

九十七 実損益 日次の損益計算プロセスから算出される実際の損益（日中取引、新規及び変更取引並びにバンキング勘定の外貨建てポジション及びコモディティポジションを含む。ただし、コミッショントローイー、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等Tier1資本又は自己資本の額から控除される評価調整を除く。）をいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

九十八 期待ショート・フォール 一定の確率の範囲内で予

想されるバリュー・アツト・リスクを上回る全ての潜在的な損失額の平均値をいう。

九十九 市場混乱時を想定した期待ショート・フォール モデル化不可能なリスク・ファクターに係る潜在的な損失額を算出するために水準調整された期待ショート・フォールをいう。

百 リスク・バケット 類似した特徴を有するリスク・ファクターのグループをいう。

百一 流動性ホライズン ストレス時の市場環境において、市場価格に重大な影響を及ぼすことなくリスク・ポジションを解消又はヘッジするのに要する想定期間をいう。

百二 リスク・ファクターのモデル化可能性テスト 第二百七十二条の四第一項の承認を受けたトレーディング・デスクにおいて、内部モデル方式におけるリスク・ファクターのモデル化（以下「モデル化」という。）の適格性を判定するテストをいう。

百三 リスク・クラス 一般金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外貨為替リスク及びコモディティ・リスクの五つのリスク・クラスの区分をいう。

百四 リスク・ポジション リスク・ファクターの変動により商品の現在価値に生じる潜在的な損失額をいう。

百五 実在価格 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて判定に使用される価格をいう。

百六 モデル化可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が適格と判定されたリスク・ファクターをいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

百七 モデル化不可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が不可能と判定されたリスク・ファクターをいう。

百八 デルタ・リスク リスク・ファクターの変動による商品の価値の変化額の線形推計値をいう。

百九 ベガ・リスク 原資産のインプライド・ボラティリティ（市場において観測されるオプション価格をもとに算出されたボラティリティをいう。以下同じ。）の変動によるデリバティブの価値の変化額から生じる潜在的な損失額をいう。

百十 カーベチャード・リスク オプション性を有する金融商品のリスク・ファクターの変動によるデルタ・リスクを上回る追加の潜在的な損失額をいう。

百十一 感応度 商品に関連するリスク・ファクターの微小な変動による商品価値の変化額の推計値をいう。

百十二 JTD デフォルトが突然生じる場合のリスクをいう。

（連結の範囲）

第三条 「略」

2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十二条の三第二項において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社について

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（連結の範囲）

第三条 「同上」

2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十二条の三第二項において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社について

は、全て連結の範囲に含めるものとする。

3
〔略〕

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 規則第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三、第二百七十条の三の四又は第二百七十条の四の七に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当することに相当する額未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間ににおける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額（(3)及び次号ロにおいて「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

は、全て連結の範囲に含めるものとする。

3
〔同上〕

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 「同上」

一 「同上」

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三、第二百七十条の三の四又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

〔号の細分を加える。〕

(1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
(2) 直近の期末のオペレーションナル・リスク相当額の合
計額を八パーセントで除して得た額

(3) 最大額

ハ||
「略」

ニ|| 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額
の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パー
セントで除して得た額
- (3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテ
ゴリーの全体のネット・ポジションの額

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全
てを満たす場合

ホ||
「略」

ロ|| 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の
合計額の十パーセントに相当する額未満であること。
(1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
(2) 直近の期末のオペレーションナル・リスク相当額の合
計額を八パーセントで除して得た額

ハ||
「略」

ロ||
「同上」

イ||
「同上」

イ||
「同上」
〔号の細分を加える。〕

二 ハ||
「同上」

ロ||
「同上」
〔号の細分を加える。〕

二 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に

おける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額
の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
(2) オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パー
セントで除して得た額

- (3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテ
ゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ 「略」

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条
「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセ
ットの額を算出することを要しない。

一 「略」

二 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの
及び第十二条の二から第十二条の四までの規定によりトレ
ーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的とし
て保有している資産及び第二百七十三条の三、第二百七
十条の三の四又は第二百七十四条の七に規定するCVA
リスク相当額の算出に反映された取引を除く。）

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条
「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 特定取引勘定設置銀行において第二条各号及び第二条の
二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算
入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産
及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六
の二第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引
をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的とし
て保有している資産及び第二百七十三条第一項又は第二
百七十四条第一項に規定するCVAリスク相当額の算出

に反映された取引を除く。以下同じ。)

〔号を削る。〕

3 〔略〕

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセツトの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 〔同上〕

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセツトの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条

〔号を削る。〕

第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子
法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定
取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモ
ディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二
号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又
は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置）

第十一條の二 銀行は、その保有する商品を分類するためにト
レーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第十
一条の四に定めるところによりその保有する商品をいざれか
の勘定に分類するものとする。

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十一條の三 銀行は、商品保有の目的が次に掲げる目的（以
下「トレーディング目的」という。）のいずれかに該当する商
品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

〔条を加える。〕

- 2 一 短期間の再売却目的
- 二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価
格変動からの利益の獲得目的
- 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
- 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から
生じるリスクのヘッジ目的

特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定
取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る

資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章まで「特定取引等商品」という。）のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。

-
- 3
- 一 非上場株式
 - 二 証券化のための裏付け資産にする予定の商品
 - 三 直接に保有する不動産
 - 四 個人向けエクスボージャー又は中堅中小企業向けエクスボージャー
 - 五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
 - 六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド
 - 七 前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
 - 特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
 - 一 マーケット・マイクに係る業務のために保有する商品
 - 二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルーリ（個々のエクスボージャーに関する情報について直接保有するものと同様に把握することをいう。以下この章から第五章及び第九章において同じ。）をすることができない、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。
 - ロ 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リス
-

ク相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引 五 オプション

4 特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなつているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対し、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバー・ヘッジとなつているポジション

三 引受け業務から生じる商品

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章まで「特定取引等商品」という。）とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又

は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

6 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに關して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる。

7 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 前条の規定によりトレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的採用行であるものが、第四条第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的採用行であるものが、第四条第二号イ及びハに掲げる条件を

「条を加える。」

満たす場合

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(商品分類に係る方針等)

第十一条の五 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 銀行のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。

3 銀行の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第十一条の六 銀行は、次に掲げる行為（以下この条から第十一条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行つてはならない。

一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。

二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

前項の規定にかかわらず、銀行は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けている

〔条を加える。」

こと。

- 二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

- 三 当該勘定間の振替について開示すること。
3 銀行は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

一

勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第十一條の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するかを含む。）

二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明

三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明

四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第十一條の七

銀行は、前条第二項の規定に基づき勘定間の振替を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本額を計上するものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行つた結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行つた商品が満期又は解消した場合 金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。

〔条を加える。〕

(勘定間の振替に係る方針等)

第十一条の八 銀行は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更要件

二 当該方針に係る取締役会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法

2 銀行は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。

(内部取引の取扱い)

第十一条の九 内部取引（トレーディング勘定とバンキング勘定との間の取引をいう。以下この条から第十一条の十三までにおいて同じ。）によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第十一条の十一の規定を適用する。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十一条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第百十八条各号及び第二百二十条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 当該外部ヘッジ取引が、バンкиング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。
3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーへッジとなつたポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第十一条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

三 内部取引担当デスクは、第二百七十二条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。

四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完

〔条を加える。〕
」

全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)
第十一条の十二

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第十一条の十三 第十一条の九から前条までの規定にかかわらず、銀行のCVAリスクに係る第三者とのヘッジ取引（以下

「外部CVAヘッジ取引」という。）及びCVAリスクに係る内部取引によるトレーディング・デスクとCVAデスクとのヘッジ取引（以下「内部CVAヘッジ取引」という。）におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち第二百七十三条の二に規定

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

する適格BA—CVAヘッジ取引又は第二百七十条の四の十三に規定する適格SA—CVA取引（以下この章から第五章まで「適格CVAヘッジ取引」という。）に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

4 第九章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定めるカーベチャ―・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、銀行が第三者

であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第十一条の十第一項各号に定める要件を満たす場合は、第七十九条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)

第十一條の十四 トレー~~デ~~ディング勘定を設けた銀行は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

一 第十二条の四第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第十二条の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方針
3 銀行は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 「略」

一 「略」

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 「同上」

一 「同上」

〔条を加える。〕

口||イ
「略」

直近の期末から算出基準日までの間における第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額（(3)及び次号口において「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 直近の期末の信用リスク・アセツトの額
- (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 最大額

ニ||ハ
「略」

算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日ににおける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセツトの額
- (2) オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ||
「略」

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全
てを満たす場合

イ
「略」

イ
「同上」
「号の細分を加える。」

口||
「同上」

「号の細分を加える。」

ニ||ハ
「同上」

イ
「同上」

口 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
- (2) 直近の期末のオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 最大額

ニ ハ
〔略〕

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日ににおける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カティゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- (3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カティゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ
〔略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 〔略〕

「号の細分を加える。」

口 〔同上〕
〔号の細分を加える。〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 〔同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 〔同上〕

二 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケツ

二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号及び第十四

ト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第二十二条の二から第二十二条の四までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三の三、第二百七十条の四又は第二百七十条の四の七に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。）
〔号を削る。〕

3
三 「略」

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第二十二条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三
三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産
四 「同上」

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第二十二条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並

〔号を削る。〕

びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置）

第二十二条の二 銀行は、その保有する商品を分類するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第二十二条の四に定めるところによりその保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

〔条を加える。〕

（トレーディング勘定への分類基準等）

第二十二条の三 銀行は、商品保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング

勘定に分類するものとする。

- 一 短期間の再売却目的
- 二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的

〔条を加える。〕

2 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から
生じるリスクのヘッジ目的
特定取引等商品のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 3
一 非上場株式
二 証券化のための裏付け資産にする予定の商品
直接に保有する不動産
四 個人向けエクスポート・エージャー又は中堅中小企業向けエクスポート・エージャー
五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品
取引又はファンド
七 前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的
で保有する商品
3 特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
一 マーケット・マイクに係る業務のために保有する商品
二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
イ 当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルーリーをすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。
ロ 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

トレーディング業務に係るレポ形式の取引
オプション

4 特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなつているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対し、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーへッジとなつているポジション

三 引受け業務から生じる商品

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の

銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

6 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる。

銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二条の四

前条の規定によりトレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第十六条第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第十六条第二号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

〔条を加える。〕

（商品分類に係る方針等）

第二十二条の五 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 銀行のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。

3 銀行の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。

（勘定間の振替の制限）

第二十二条の六 銀行は、次に掲げる行為（以下この条から第二十二条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行つてはならない。

- 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。
- 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。
 - 一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けていること。
 - 二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 銀行は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第二十二条の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するかを含む。）
- 二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明
- 三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明
- 四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第二十二条の七 銀行は、前条第二項の規定に基づき勘定間の振替を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本額を計上するものとする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。
- 二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行つた商品が満期又は解消した場合 金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。

（勘定間の振替に係る方針等）

第二十二条の八 銀行は、勘定間の振替について、次に掲げる

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更要件

二 当該方針に係る取締役会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法
2 銀行は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。

(内部取引の取扱い)

第二十二条の九 内部取引（トレーディング勘定とバンキング

勘定との間の取引をいう。以下この条から第二十二条の十三までにおいて同じ。）によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第二十二条の十一の規定を適用する。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第二十二条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転につ

いては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 当該外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーへッジとなつたポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第二十二条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレ

「条を加える。」

デイング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンкиング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

三 内部取引担当デスクは、第二百七十七条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。

四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

2 内部取引担当デスクは、バンкиング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第二十二条の十二 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2

内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3

トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第二十二条の十三 第二十二条の九から前条までの規定にかかる

わらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2

外部CVAヘッジ取引のうち適格CVAヘッジ取引に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3

内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションには、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

4 第九章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定めるカーベチャード・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第二十二条の十第一項各号に定める要件を満たす場合は、第七十九条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)

第二十二条の十四 トレーディング勘定を設けた銀行は、遅滞

〔条を加える。〕

なく、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

- 一 第二十二条の四第二項の規定によりバンкиング勘定に分類する商品
- 二 第二十二条の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方針

3 銀行は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十七条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 「略」

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額(③及び次号ロにおいて「最大額」という。)が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

(1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)
第二十七条 「同上」

- 一 「同上」

イ 「同上」

〔号の細分を加える。〕

(2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合
計額を八パーセントで除して得た額

(3) 最大額

ハ 「略」

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額
の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パ
ーセントで除して得た額

- (3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテ
ゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ 「略」

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全
てを満たす場合

ロ イ 「略」

ロ 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の
合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

- (1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
- (2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合
計額を八パーセントで除して得た額

(3) 最大額

ハ 「略」

算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に

ロ 「同上」

「号の細分を加える。
」

ハ 「同上」

「同上」

イ 「同上」

「号の細分を加える。
」

ロ 「同上」

「号の細分を加える。
」

における第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額
の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パ
ーセントで除して得た額

(3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテ
ゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ||
「略」

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセ
ットの額を算出することを要しない。

一 「略」

二 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額
を算入する場合 前号に定めるもの及び第三十四条の二か
ら第三十四条の四までの規定によりトレーディング勘定に
分類された商品（証券化取引を目的として保有している資
産及び第二百七十条の三の三、第二百七十条の三の四又は
第二百七十条の四の七に規定するCVA リスク相当額の
算出に反映された取引を除く。）

「号を削る。」

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 「同上」

ハ||
「同上」

一 「同上」

二 特定取引勘定設置銀行において第二十五条の算式にマ
ーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定
めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等にお
ける特定取引等に係る資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二十五条の
算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合

〔略〕

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十四条 第二十五条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産
「同上」

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十四条 第二十五条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並

びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第二十八条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。)

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモ

デイティ・リスクを伴う取引又は財産（第二十八条第二項
第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

（トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置）

第三十四条の二 銀行は、その保有する商品を分類するためには、トレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第三十四条の四に定めるところによりその保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

（トレーディング勘定への分類基準等）

第三十四条の三 銀行は、商品保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

〔条を加える。〕

一 短期間の再売却目的

二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的

三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的

四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的

特定取引等商品のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 非上場株式

証券化のための裏付け資産にする予定の商品

直接に保有する不動産

個人向けエクスポート・ジャーニー又は中堅中小企業向けエクス

ポージャー

五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品

取引又はファンド

七 前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品

3 特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 マーケット・マイクに係る業務のために保有する商品
二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）

イ 当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルーをすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。

ロ 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。

上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引

五 オプション

4 特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲

げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個

別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショ

ート・ポジションとなつているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対し、ヘッ

ジ手段として利用される商品のショート・ポジションが

オーバー・ヘッジとなつているポジション

三 引受け業務から生じる商品

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の
銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準
用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引
等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘
定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるも
のとする。

6 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジす
ることに関する他の法令に別段の定めのない限り、当該商品
をトレーディング勘定に含めることができる。

7 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計
上で公正価値評価が求められているものについては、公正価
値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第三十四条の四 前条の規定によりトレーディング勘定に分類

される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものと
する。

2 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレー

〔条を加える。〕

デイング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンкиング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンкиング勘定に分類するものとする。

一 第二十七条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

てい、第二十七条第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第二十七条第二号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(商品分類に係る方針等)

第三十四条の五

銀行は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 銀行のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。

3 銀行の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。

〔条を加える。〕

(勘定間の振替の制限)

第三十四条の六 銀行は、次に掲げる行為（以下この条から第三十四条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行つてはならない。

- 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。
- 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。
- 2 前項の規定にかかわらず、銀行は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。
 - 一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けていること。
 - 二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。
 - 三 当該勘定間の振替について開示すること。
- 3 銀行は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。
 - 一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第三十四条の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいづれかに該当するかを含む。）
 - 二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明
 - 三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明
- 四 その他参考となるべき事項

〔条を加える。〕

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第三十四条の七 銀行は、前条第二項の規定に基づき勘定間の

振替を行つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本額を計上するものとする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行つた結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。
- 二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行つた商品が満期又は解消した場合 金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。

(勘定間の振替に係る方針等)

第三十四条の八 銀行は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

- 一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更要件
 - 二 当該方針に係る取締役会の承認手続
 - 三 例外的事象を特定する方法
 - 四 勘定間の振替に係る開示方法
- 2 銀行は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。

(内部取引の取扱い)

第三十四条の九 内部取引(トレーディング勘定とバンкиング

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

勘定との間の取引をいう。以下この条から第三十四条の十三までにおいて同じ。)によるトレーディング勘定からバンкиング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。

2 内部取引によるバンкиング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第三十四条の十一の規定を適用する。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第三十四条の十 内部取引によるバンкиング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。
- 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

- 当該外部ヘッジ取引が、バンкиング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数

「条を加える。
」

の取引相手方との複数の取引により構成することができる。
3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の

計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーへッジとなつたポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第三十四条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、

次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

三 内部取引担当デスクは、第二百七十二条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。

四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング

「条を加える。」

・デスクと区分していること。

- 2 内部取引担当デスクは、バンкиング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接行うことができる。

- 3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第三十四条の十二 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リ

スク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

〔条を加える。〕

(CVAリスクにおける内部取引等)

第三十四条の十三 第三十四条の九から前条までの規定にかかる

わらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち適格CVAヘッジ取引に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

- 一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。
- 二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

第九章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定める力

〔条を加える。〕

ーベチャード・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第三十四条の十第一項各号に定める要件を満たす場合は、第七十九条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)

第三十四条の十四

トレーディング勘定を設けた銀行は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

一 第三十四条の四第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第三十四条の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方

針

3 銀行は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔条を加える。〕

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十九条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に

定める場合には、第三十七条の算式にマーケット・リスク相

当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす

場合

ロイ
〔略〕

直近の期末から算出基準日までの間における第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額(3)及び次号ロにおいて「最大額」という。)が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

(1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
(2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
(3) 最大額

ニ ハ
〔略〕
算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日ににおける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。
(1) 信用リスク・アセットの額
(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パー

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十九条 「同上」

イ
〔同上〕
〔号の細分を加える。〕

一 「同上」

ロ
〔同上〕
〔号の細分を加える。〕

セントで除して得た額

(3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテーテゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ||
「略」

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

ロ|| イ
「略」

ロ 最大額が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

(1) 直近の期末の信用リスク・アセットの額
(2) 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
(3) 最大額

ニ ハ||
「略」

ニ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日ににおける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテーテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

(1) 信用リスク・アセットの額
(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パー セントで除して得た額
(3) 第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテーテゴリーの全体のネット・ポジションの額

ホ||
「略」

ハ||
「同上」

二 ハ||
「同上」
イ 「同上」
「号の細分を加える。」

ロ||
「同上」
「号の細分を加える。」

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 「略」

二 第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第四十五条の二から第四十五条の四までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三の三、第二百七十条の三の四又は第二百七十条の四の七に規定するCVA リスク相当額の算出に反映された取引を除く。）

「号を削る。」

三 「略」

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第四十五条 第三十七条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 特定取引勘定設置銀行において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び特定取引等に係る資産

四 「同上」

3 「同上」

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第四十五条 第三十七条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引

場合において、レポ形式の取引、信用取引その他これらに類する海外の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

(トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置)
第四十五条の二 銀行は、その保有する商品を分類するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第四十五条の四に定めるところによりその保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

(トレーディング勘定への分類基準等)

第四十五条の三 銀行は、商品保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。
一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）
二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

-
- 一 短期間の再売却目的
- 二 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的
- 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
- 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的
- 2 特定取引等商品のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 非上場株式
- 二 証券化のための裏付け資産にする予定の商品
- 三 直接に保有する不動産
- 四 個人向けエクスボージャー又は中堅中小企業向けエクスボージャー
- 五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
- 六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド
- 七 前各号に掲げる商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
- 3 特定取引等商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品
- 二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
- イ 当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルーリーをすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。

口 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており
、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク
相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引 オプション

4 特定取引等商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く
。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類す
るものとする。

一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含 まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲
げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別
の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート
・ポジションとなつているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ
手段として利用される商品のショート・ポジションがオ
ーバーへッジとなつてているポジション

三 引受け業務から生じる商品

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の
銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準
用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等
商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定
の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるもの
とする。

6 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに關して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる。

7 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第四十五条の四 前条の規定によりトレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第三十九条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第三十九条第一号イ及びハに掲げる条件を満たす場合

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第三十九条第二号イ及びハに掲げる条

〔条を加える。〕

件を満たす場合

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(商品分類に係る方針等)

第四十五条の五 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 銀行のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。

3 銀行の内部監査部署は、第一項の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第四十五条の六 銀行は、次に掲げる行為（以下この条から第四十五条の八までにおいて「勘定間の振替」という。）を行つてはならない。

一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。

二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

前項の規定にかかわらず、銀行は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について取締役等の承認を受けている

〔条を加える。」

こと。

二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 銀行は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第四十五条の三第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するかを含む。）

二 前項各号に掲げる要件を満たしている旨の説明

三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明

四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第四十五条の七

銀行は、前条第二項の規定に基づき勘定間の振替を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要自己資本額を計上するものとする。

〔条を加える。〕

一 前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った結果、

所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

二 所要自己資本の額の差額分に係る勘定間の振替を行った商品が満期又は解消した場合 金融庁長官が承認した場合に限り、計上を中止することができる。

(勘定間の振替に係る方針等)

第四十五条の八 銀行は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

一 勘定間の振替に係る制限内容及び当該制限に係る変更要件

二 当該方針に係る取締役会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法

2 銀行は、前項の方針を一年に一回以上の頻度で見直すものとする。

(内部取引の取扱い)

第四十五条の九 内部取引（トレーディング勘定とバンキング勘定との間の取引をいう。以下この条から第四十五条の十三までにおいて同じ。）によるトレーディング勘定からバンкиング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条及び第四十五条の十一の規定を適用する。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第四十五条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。
- 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。
ロ 当該外部ヘッジ取引が、バンкиング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーへッジとなつたポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第四十五条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、

次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。
- 二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

三 内部取引担当デスクは、第二百七十二条の三第三項第十号に規定する要件を満たすこと。

四 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは

「条を加える。
」

、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第四十五条の十二 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第四十五条の十三 第四十五条の九から前条までの規定にかかる

わらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち適格CVAヘッジ取引に該当するものについては、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。ただし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジション

「条を加える。」

「条を加える。」

から構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第九章に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

4 第九章第三節に規定する標準的方式に係る要件に定めるカーベチャード・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができ る。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第四十五条の十第一項各号に定める要件を満たす場合は、第七十九条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出)

第四十五条の十四 トレーディング勘定を設けた銀行は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項に関する書類を添付するものとする。

一 第四十五条の四第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第四十五条の八第一項に規定する勘定間の振替に係る方針

3 銀行は、第一項の届出書又は前項に規定する書類に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

第一節 マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 マーケット・リスク相当額の計測対象となる

リスクは、次に掲げるものとする。

一 トレーディング勘定の商品に係るデフォルト・リスク、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク

二 バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスク

第一節 算出方式の選択

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク

(第三百二条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、

「条を加える。」

2 | 三 前二号に掲げるリスクに類似するリスク
銀行は、保有している構造為替ポジションが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該構造為替ポジションをマーケット・リスク相当額に算入しないことができる。

一 為替レートの変動によつて生じる自己資本比率の低下を完全又は部分的にヘッジする目的で保有していること。

二 取引を行う前提で保有するものではないこと。

三 為替レートの変動によつて生じる自己資本比率の低下を相殺する範囲内で行うものであること。

四 六月以上の期間にわたつてマーケット・リスク相当額から除外する前提で行われるものであること。

五 当該構造為替ポジションの構築及び変更に係る方針を整備していること。

六 当該構造為替ポジションのマーケット・リスク相当額からの除外は一貫した手法で行うものであること。

七 当該構造為替ポジションの概要及び金額を記した文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 前項各号に掲げる要件を満たす旨の説明
二 その他参考とすべき事項

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百七十二条の二 マーケット・リスク相当額の合計額は、

「条を加える。」

次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

銀行は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。

3

内部モデル方式、標準的方式及び簡易的方式により算出するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおいて、次に掲げるマーケット・リスク相当額を算出し、当該額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

一 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、標準的方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

二 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、トレーディング・デスク間の相殺を考慮せずに内部モデル方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

3 銀行は、内部モデル方式を用いないトレーディング・デスクにおいて、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、内部モデル方式を用いない銀行は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には簡易的方式を用いることができる。

一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる要件の全て

イ 直近の期末から算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が、千億

円未満であること。

ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円
未満であること。

二 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であること。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる要件の全 て

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価
証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大き
い額が、千億円未満であること。

ロ 直近の期末から算出基準日までの間における第二百九
十六条の二に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体
のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が、千億
円未満であること。

ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額
が、千億円未満であること。

二 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日に
おける第二百九十六条の二に定める外国為替リスク・カ
テゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未
満であること。

前項各号に掲げる要件を満たさない銀行は、その連結子法
人等のマーケット・リスク相当額が当該銀行のマーケット・

リスク相当額の一パーセント未満である場合には、あらかじめ金融庁長官へ届け出たときに限り、当該連結子法人等のマーケット・リスク相当額の算出に簡易的方式を用いることができる。

6 内部モデル方式採用行は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 証券化エクスポージャー

二 第十一条の三第三項第二号ロに掲げる要件を満たしがつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であつて、ルックスルーできないもの

(トレーディング・デスクの要件)

第二百七十二条の三 内部モデル方式採用行又は標準的方式採用行は、トレーディング・デスクを設置するものとする。

2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティのポジションに係るリスクを扱うデスクである場合は、この限りでない。

- 一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件
- 二 標準的方式 次項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件
- 3 トレーディング・デスクは、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - 一 各トレーディング・アカウントは、一つのトレーディン

〔条を加える。〕

グ・デスクに對してのみ割り当てるものとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となつていること。

二 トレーダー又はトレーディング・アカウントのグループを直接管理するヘッド・トレーダーを一名のみ置くものであること。ただし、ヘッド・トレーダーの役割、責任及び権限が明確に区分されている場合又は一方が他方に對して最終的な監督権限を有する場合には、各トレーディング・デスクに二名のヘッド・トレーダーを置くことができる。

三 トレーダー又はトレーディング・アカウントの役割及び権限が明確に規定されていること。

四 トレーディング・デスクの目的と整合的なリスク許容範囲を設定しており、かつ、当該リスク許容範囲に当該トレーディング・デスクが許容するリスク・クラス及びそれに関連するリスク・ファクターが含まれていること。

五 取締役会等（取締役会又は取締役会の下部機関である会議体をいう。以下この章において同じ。）への明確な報告態勢が整備されていること。

六 トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。

七 トレーダーは、一つのトレーディング・デスクにのみ配置されるものであること。ただし、健全な管理及び業務運営並びに資源配分の観点から適當であることを金融庁長官に対して説明することができる場合には、トレーダーを複数のトレーディング・デスクに配置させることができる。

この場合において、トレーダーの複数デスクへの配置は、損益要因分析テストの結果を操作すること等を目的としてはならない。

八 事業戦略に係る文書（次に掲げる事項を含む。）が作成されていること。

イ 事業戦略の背景となる経済的側面

ロ 取引可能な商品の種類及び頻繁に取引される商品の種類

ハ ヘッジについての方法、乖離の特定方法及びポジションの予想保有期間

ニ トレーディング・デスクの管理者（ヘッジ・トレーダーを含む。）が承認した年次計画（予算及び人員計画を含む。）

ホ 定期的な経営情報（トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額を含む。）

九 次に掲げる要件の全てを満たすトレーディング・デスクに係るリスク管理態勢を整備していること。

イ トレーディング・デスクの業務を独立して監視する部署及び執行役員（マーケット・リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。）を設置していること。

ロ トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット（次に掲げる事項を含む。）が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが取締役会等により一年に一回以上見直されていること。

(1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額（想定元本による残高限度額を含む。）

(2) トレーディング勘定全体の残高限度額

(3) トレーディング・デスクの運営方針
一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げる事項を含む。）が作成されていること。

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）

ロ バリュー・アツト・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告（リスク・ファクターに対するバリュー・アツト・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用いる感応度、バック・テスティング及びP値（仮想損益又は実損益が信頼水準九十九パーセントのバリュー・アツト・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第二百七十五条の八第一項において同じ。）を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含む。）

十一 次に掲げる報告書が作成され、かつ、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。

イ 商品の保有期間報告書
ロ トレーディング・リミットの超過の事実及びそれに対する措置に関する日次報告書

ハ 高頻度かつ多額な日中取引を行う銀行については、日中トレーディング・リミットの利用状況及び超過の事実

に関する日次報告書

二 市場流動性の評価に係る報告書

(内部モデル方式採用行によるトレーディング・デスクに係る承認の申請)

第二百七十二条の四 第二百七十二条の承認を受けようとする銀行又は内部モデル方式採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、トレーディング・デスクを設置することができる。

2 前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 二 各トレーディング・デスクが前条第三項各号に掲げる要件に適合していることを示す書類
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(承認の基準)

第二百七十二条の五 金融庁長官は、前条第一項の承認をしようとするときは、第二百七十二条の三第三項各号に掲げる要件に適合しているかどうかを審査するものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(承認の取消し)

第二百七十二条の六 金融庁長官は、内部モデル方式採用行が
第二百七十二条の三第三項各号に掲げる要件に適合しないこ
ととなつた場合は、第二百七十二条の四第一項の承認を取り
消すことができる。

(標準的方式採用行によるトレーディング・デスクの届出)

第二百七十二条の七 標準的方式採用行は、標準的方式を用い
るトレーディング・デスクについて、あらかじめ第二百七十
一条の四第二項及び第三項に掲げる事項（第二百七十二条の
三第三項第十号ロに掲げる事項を除く。）を記載した書類を金
融庁長官に届け出るものとする。

「条を加える。」
「条を加える。」

第二節 内部モデル方式

第一款 一般的規定

(内部モデル方式に係る承認の申請)

第二節 「同上」
「款名を付する。」

「条を加える。」

第二百七十二条の二 内部モデル方式の使用について前条の承
認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認
申請書を金融庁長官に提出するものとする。

2 一 商号
二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものと
する。

一 理由書
二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 次条に規定する内部モデル方式の承認の基準に適合していることを示す書類

四 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となるべき事項を記載した書類

イ 第二百七十四条の四第一項第一号に掲げる方法を使用する場合

ロ 第二百七十五条の五第五項に規定する仮想損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合

ハ 第二百七十五条の六第一項に規定するリスク理論損益の入力データの調整をする場合

ニ 第二百七十六条の二第三項に規定する流動性ホライズンの水準を調整する場合

ホ 第二百七十六条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターを使用する場合

ヘ 第二百七十七条第三項第十七号に規定する簡素化したモデルを使用する場合

ト 第二百七十七条第三項第十八号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル方式に係る承認の基準)

第二百七十二条の三 金融庁長官は、内部モデル方式の使用について

二百七十二条の承認をしようとするときは、第二百七十二条の六から二百七十三条まで並びに次款及び第三款に規定する承認の基準に適合しているかどうかを審査するも

〔条を加える。〕

のとする。

(内部モデル方式に係る変更に係る届出)

第二百七十二条の四 内部モデル方式採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する事由が生じた場合、内部モデル方式採用行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部モデル方式に係る承認の取消し)

第二百七十二条の五 金融庁長官は、前条第一項第三号に掲げる場合であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百七十二条の六 内部モデル方式採用行は、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

-
- 一 マーケット・リスク管理システムにおいて、銀行が保有する重要なリスクが網羅的に把握され、かつ、可能な限り考慮されていること。
 - 二 フロント・オフィス部門のみならず、リスク管理部門及び内部監査を行う部門並びに必要に応じてバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟した人員が十分に確保されていること。
 - 三 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の計測の正確性を示す記録が保存されていること。
 - 四 ストレス・テスト（第二百七十三条に規定するストレス・テストをいう。次号において同じ。）が定期的に実施され、かつ、当該ストレス・テストの結果が次に掲げる事項に利用されていること。
 - イ 取締役会等による一月に一回以上の頻度で行われる議論
 - ロ 自己資本の充実度の評価
 - ハ 取締役等によるリスク管理に関する方針の策定及び残高限度額をはじめとするリミットの設定
 - 五 ストレス・テストの実施により、特定の事象に対する脆弱性が明らかとなつた場合には、当該脆弱性に適切に対処する方策を速やかに講じる態勢が整備されていること。
 - 六 内部モデル方式を使用することが承認されたトレーディング・デスクが第二百七十五条の三に規定するバック・ディング及び第二百七十五条の四に規定する損益要因分析テストに合格していること。
 - 七 内部モデル方式の承認に先立つて第二百七十五条の二に

規定する全社的なバック・テスティングの結果を十二月分提出すること。

八 内部モデル方式の承認に先立つて一定期間にわたるモニタリング及び実際の取引データを利用したテストが実施されていること。

九 内部モデル方式を採用するポートフォリオの範囲は、直近の各トレーディング・デスクのリスク・ファクターのモデル化可能性テスト、バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に基づき、四半期ごとに更新すること。

十 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件を満たしたものであること。
イ 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク及び使用しないトレーディング・デスクを指定し、その指定の根拠を文書により明確化すること。

(2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額が銀行全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

(3) 標準的方式により算出されたマーケット・リスク相当額が内部モデル方式により算出されたマーケット・リスク相当額よりも小さいことを理由に、トレーディング・デスクに内部モデル方式を使用しないものとして指定しないこと。

(4) 内部モデル方式の使用について第二百七十二条の承

認を受けるときに、内部モデル方式の承認申請の対象にしないトレーディング・デスクは、直近で内部モデル方式の使用が承認された日から一年間は、内部モデル方式の承認申請の対象としないこと。

口

内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次に掲げる手順によること。

- (1) 各トレーディング・デスクは、損益要因分析テストを継続的に満たすリスク・ファクターを特定すること。
- (2) 各トレーディング・デスクは、第二百七十五条の二及び第二百七十五条の三に規定するバック・テスティングの要件を継続的に満たすこと。
- (3) バック・テスティング及び損益要因分析テストを四半期ごとに実施し、トレーディング・デスクのバック・テスティング及び損益要因分析テストにおける分類を更新すること。
- (4) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たすリスク・ファクターに係るマーケット・リスク相当額は、期待ショート・フォールを用いて算出すること。
- (5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに係るマーケット・リスク相当額は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールを用いて算出すること。

十一 フロント・オフィス部門から独立したマーケット・リスクの管理に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク

「管理部署」という。()が設置されていること。

十二 マーケット・リスク管理部署は、次に掲げる項目を含む報告書を日次で作成すること。

イ 各トレーダーのポジションの状況

ロ トレーディング・デスクのリスク管理モデルから得られる結果及びその分析（エクスポート・ジャードの計測値及びトレーディング・リミットとの関係に係る分析を含む。）

十三 マーケット・リスク管理部署は、取締役会等にマーケット・リスクの管理状況を報告すること。

十四 取締役等は、マーケット・リスク管理部署から第十二号に規定する報告書について日次で報告を受け、確認すること。

十五 モデル検証部署（内部モデル方式の設計・運用を行う部署から独立し、かつ、十分な能力を有する者が属する部署又は機能をいう。第二十二号イにおいて同じ。）は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。

十六 モデル検証部署は、前号に規定する検証の結果について、取締役会等に報告すること。

十七 取締役会等は、マーケット・リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

十八 マーケット・リスク管理部署の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。

十九 内部モデル方式が内部モデル方式採用行の内部管理で用いられるモデル（以下「内部管理モデル」という。）と異

なる場合、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 内部モデル方式及び内部管理モデルに用いられる時価評価モデルが可能な限り同一のものであること。

ロ トレーディング・デスクが有する価格変動リスクの特定、計測、管理及び内部報告について、内部モデル方式及び内部管理モデルが可能な限り同一のものであること。

ハ 内部管理モデルは、マーケット・リスク相当額の計測対象となつている全てのポジションを計測対象にしていること。

ニ トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおけるリスク・ファクターの特定、パラメーターの推計及び代理変数の設計が、原則として内部管理モデルで用いる手法に基づき行われていること。

ホ マーケット・リスク相当額の算出に用いるモデルと内部管理モデルは、原則として同一のリスク・ファクターを対象とすること。

二十 内部管理モデルの運用、方針、管理及び手続に係る文書が作成され、かつ、それらを遵守する態勢が整備されていること。

二十一 内部モデル方式、標準的方式又は簡易的方式によるマーケット・リスク相当額の算出に用いる全てのモデルについて、適切な理論及び計算に基づく数値を正確に報告する態勢を整備すること。

二十二 内部モデル方式を含むマーケット・リスク計測に関するシステムが次に掲げる要件を満たすこと。

イ 内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行いう者のいずれかによつて一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであること。

ロ イの検証の対象には、トレーディング部署及びリスク管理部署の双方の業務を含むものであること。

ハ イの検証は、マーケット・リスク計測に関するシステムに欠陥があつた場合における当該欠陥が影響を及ぼすトレーディング・デスクを特定できるものであること。

二 イの検証は、次に掲げる事項を含むものであること。

- (1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性
- (2) リスク管理モデルの理論及びモデル管理の手順に係る文書の十分性
- (3) リスク管理モデルの正確性及び適切性
- (4) リスク管理モデルに用いる入力データの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- (5) フロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門の担当者が用いている時価評価モデルの運用体制（時価評価の承認過程を含む。）の適切性
- (6) トレーディング・デスクのリスク管理モデルが対象とするマーケット・リスクの範囲の適切性
- (7) 経営情報システムの完全性
- (8) ポジションに関するデータの正確性及び網羅性
- (9) ボラティリティ及び相関に関する仮定の正確性及び適切性
- (10) 時価評価及びリスク量に係る算定方法の正確性

- (11) 定期的なバック・テスティング及び損益要因分析テストを通じたトレーディング・デスクのリスク管理モデルの正確性に係る検証の適切性
- (12) マーケット・リスク相当額の算出に用いるモデルと内部管理モデルとの整合性

(内部モデル方式に係る検証基準)

第二百七十二条の七 内部モデル方式採用行は、使用する内部モデル方式の検証を実施するものとする。

2 前項の検証は、次に掲げる基準を満たすものとする。

一 内部モデル方式の全ての仮定が適切であつて、かつ、リスクを過小評価していなきことを証明する検証（モデルが仮定する分布及び時価評価モデルの適切性の検証を含む。）が行われていること。

二 モデルの検証にはバック・テスティング及び損益要因分析テストが含まれ、かつ、当該バック・テスティングにおいては仮想損益の算出方法を検証すること。

三 モデルの検証には、仮想的なポートフォリオを用いた検証（市場の構造的な変更又はポートフォリオ構成の大きな変化（以下この号において「構造的特性」という。）によつて、モデルの正確性が失われる可能性を把握する検証をいう。）が含まれ、かつ、当該仮想的なポートフォリオを用いて、発生可能性のある構造的特性を内部モデル方式で説明可能であるかどうかが確認されていること。

四 代理変数を使用する場合は、次に掲げる事項が確保されていること。

〔条を加える。〕

イ 代理変数を用いるリスク・ファクターが保守的な結果を算出することを確認すること。

ロ 重要なベース・リスク（同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクをいう。以下この章において同じ。）が十分に反映されていること。

ハ 分散化されていないポートフォリオで生じる可能性がある集中リスクが反映されていること。

（内部モデル方式に係る外部調査）

第二百七十二条の八 内部モデル方式採用行は、使用する内部モデル方式について、外部監査による検証の実施を検討するものとする。

2 前項の外部監査による検証は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 銀行による内部モデル方式の検証が前条第二項に規定する基準を満たしているかどうかを確認すること。

二 マーケット・リスク相当額の算出及びオプション取引その他の複雑な商品の時価評価に当たって使用される算式の適切性がフロント・オフィス部門から独立した部署によって検証されていることを確認すること。

三 内部モデル方式が業務の観点及び地理的な観点から適切なものであるかどうかを確認すること。

四 内部モデル方式が潜在的な損失に関する信頼性の高い数値を算出できることを確保する観点から、内部モデル方式

「条を加える。
」

に係るバック・テストティング及び損益要因分析テストの結果を確認すること。

五 リスク計測システム（マーケット・リスク相当額を算出するモデルを含む。）に関するデータ・フローの透明性及び利用可能性を確認すること。

（内部モデル方式に関するストレス・テスト）

第二百七十三条 内部モデル方式採用行に求められるストレス

・テストは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 ストレス・テストの計測対象には、マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の銀行全体の主要なリスク（発生確率が低い事業を含む。）を含むものとなつてていること。

二 各トレーディング・デスク及び銀行全体のストレスを含むものとなつており、かつ、内部モデル方式採用行のリスク特性を反映したものとなつていてること。

三 ストレス・テストに用いるストレス・シナリオ（以下この条において単に「ストレス・シナリオ」という。）が、次に掲げる要素を含むものとなつていてこと。

イ トレーディング・ポートフォリオに大きな損失が生じる可能性

ロ ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況

四 ストレス・シナリオが、価格の線形及び非線形の特性を捕捉できるものとなつていてこと。

五 ストレス・シナリオが、市場混乱時において潜在的に被り得るマーケット・リスク及び市場流動性リスクを適切に

（承認申請書の提出）

第二百七十三条 内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 リスク計測モデル（銀行がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

勘案したものとなつてゐること。

六|ストレス・シナリオは、次のイからニまでに掲げるシナリオの区分に応じ、当該イからニまでに掲げるものを用いること。

イ|当局設定シナリオ 必要に応じて金融庁長官が提示するシナリオ

ロ|ヒストリカル・シナリオ 過去のストレス期における商品の価格変動及び流動性の急激な低下を勘案したシナリオ

ハ|ボラティリティ・相関シナリオ ボラティリティ及び相関に極端な数値を適用したシナリオ

二|仮想シナリオ 自己のポートフォリオの特性に基づき発生し得る最大損失を想定し、開発するシナリオ

七|潜在的に被り得る重大な損失に対する自己資本の吸収能力評価及びリスクを削減し自己資本を保持するための措置を特定していること。

八|ストレス・テストの結果について、日常的に取締役等に報告するとともに、定期的に取締役会へ報告するものであること。

九|ストレス・テストの結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

第二款 内部モデル方式の要件

〔款名を付する。〕

(リスク・ファクターの特定)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

に掲げる要件を満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。

二 デイング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれないこと。この場合において、当該リスク・ファクターがトレードイング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれる場合には、その理由を示すものとする。

二 次節に定める標準的方式に対応するリスク・クラスに係るリスク・ファクター（第二百八十三条第三項及び第四項に定める証券化商品に係るリスク・ファクターを除く。）が含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターが内部モデル方式に含まれない場合には、その理由を示すものとする。

三 期待ショート・フォール及び市場混乱時を想定した期待ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベーシス・リスクを含むこと。

四 リスク・ファクターに係る市場データの取得が困難な場合であつて代理変数を使用するときは、当該代理変数を使用することの合理性を示すこと。

五 内部モデル方式の一般金利リスクに係るリスク・ファクターは、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおいては、一般的に用いられる方法を用いてトレーディング・デスクをモデル化していること。

ロ イールド・カーブは、複数の期間を設定し、当該期間に対応するイールド・カーブに沿つた金利のボラティリ

第二百七十二条の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2

前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百七十七条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 リスク計測モデルの正確性が、マーケット・リスク管理部署により継続的に検証されること。

四 リスク計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に

テイを含めること。

ハ 主要通貨及び市場における金利変動に対する重要なエクスポージャーについては、少なくとも六個のリスク・ファクターを用いてイールド・カーブをモデル化すること。

二 使用するリスク・ファクターの数は、トレーディングの方針を考慮して定めること。

六 クレジット・スペレッジ・リスクのリスク・ファクターは、一般金利リスクとは分離されたクレジット・スペレッジ・リスクを捕捉するためのリスク・ファクターが含まれていることを前提とした上で、特定されるものであること。

七 内部モデル方式の外国為替リスクに関して、次に掲げる要件を満たしたリスク・ファクターが特定されているものであること。

イ 外貨建のポジションの各外国通貨に対応するリスク・ファクターを含むこと。

ロ 報告通貨及び重要なエクスポージャーを有する為替レートに対するリスク・ファクターを含むこと。

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げるいずれかの方法により、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ 株式市場全体の株価の変動を反映するリスク・ファクターを使用する方法（個別銘柄又は業種別指数のポジションを市場全体の指標と対比したベータ換算額によつて

掲げる事項を含まなければならない。

イ リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 マーケット・リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によつて算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもつて

表す方法を含む。)

口 株式市場のセクターに対応するリスク・ファクターを使用する方法（各セクターに属する個別銘柄のポジションを当該セクターの指數と対比したベータ換算額によって表す方法を含む。）

ハ 個別銘柄のボラティリティに対応するリスク・ファクターを使用する方法

九 内部モデル方式のコモディティ・リスクに関する、次の一又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により重要なポジションを有するコモディティ商品に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ コモディティを原資産とする商品ポジションが限定的

である場合 簡便的な手法を用いてリスク・ファクターを特定する方法（各コモディティ価格に対して一個のリスク・ファクターを用いる方法及び受け渡し地域の異なるコモディティのリスク・ファクターを代用する方法を含む。）

ロ コモディティ取引を活発に行つてている場合 デリバ

イブ・ポジションとコモディティの現物ポジションとの間のコンビニエンス・イールド（現物コモディティを直接所持することによる便益及び費用を反映する率をいう。）の変動を考慮する方法

十 内部モデル方式のファンダへの出資に係るリスクに関して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法によりリスク・ファクターが特定されるも

、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二 バリュー・アット・リスクの算出に用いるヒストリカル

・データの観測期間は一年以上であること。

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛け目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 マーケット・リスク・ファクター（マーケット・リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たつて、全てのブライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いてること。ただし、ブライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリ

のであること。

イ トレーディング勘定へ分類されたファンドへの出資がルックスルーできる場合 ファンドを構成する個別のポジションのリスクを特定する方法（当該方法では、当該ファンドが割り当てられたトレーディング・デスクにこれらの中のポジションを割り当てるものとする。）

ロ トレーディング勘定へ分類されたファンドへの出資がルックスルーできず、かつ、当該ファンドの日次の価格及び運用基準又はマーケット・リスク相当額に関する情報を取り得している場合 当該ファンドのマーケット・リスク相当額の算出に標準的方式を使用する方法

一 （マーケット・リスクを発生させる原因の区分をいう。以下同じ。）ごとに正確に把握すること。
八 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 ストレス・バリュー・アツト・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アツト・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行について、次イ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。
イ 国際統一基準行 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準行 当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

（実在価格の観測に関する要件）

第二百七十四条の二 内部モデル方式採用行は、前条の規定に

「条を加える。」

より特定されたリスク・ファクターについてリスク・ファクターのモデル化可能性テストを実施し、モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターとに分類するものとする。ただし、金融市場又は資本市場の状況その他の事情を勘案して必要であるときは、内部モデル方式採用行は金融庁長官の承認を受けて、リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて不合格としたリスク・ファクターについて、モデル化可能なリスク・ファクターへ分類を変更することができる。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいては、次に掲げる要件のいずれかを満たす実在価格を用いるものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、直近十二月に二十四個以上の実在価格の観測値を特定すること。

イ 直近十二月におけるいずれの九十日間においても実在価格の観測値が四個以上存在すること。

ロ 実在価格の観測値の特定は、一日につき一個とすること。

ハ イ及びロに掲げる要件を満たしているかどうかについて、一月に一回の頻度でモニタリングすること。

二 直近十二月に百個以上（一日につき一個に限る。）の実在価格の観測値を特定すること。

3 実在価格は、次に掲げる価格のいずれかに該当するものとする。ただし、証拠金（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第二十一号の十に規定する変動証拠金及び同項第二十一号の十一

に規定する当初証拠金をいう。)に係る担保授受において参考される価格は、実在価格に含まないものとする。

一 自己が行つた取引の価格

二 第三者の間で行われた実際の取引の価格(価格について妥当性を検証できるものに限る。)

三 確定気配値(第三者ベンダー(金融取引に係る情報を提供するものであつて、銀行及びその連結子法人等以外のものをいう。以下この章において同じ。)、取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下この章において同じ。)又は取引基盤(第三者ベンダー又は取引所に類するものであつて、金融取引に係る情報を提供する仕組みをいう。以下この章において同じ。)によつて認証された価格をいう。)を参照した価格

四 第三者ベンダーから取得した価格であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 当該第三者ベンダーにより収集された確定気配値であること。

ロ 取引価格を証する書類を金融庁長官の求めに応じて提出することを第三者ベンダーとの間で合意していること。

ハ 前三号に掲げる価格のいずれかに該当するものであること。

前項第四号に掲げる実在価格を用いる場合にあつては、次

に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 当該実在価格の観測数及び観測日に係る情報を第三者ベンダーから取得すること。
- 二 リスク・ファクターとの関連付けを確認するために必要な情報を第三者ベンダーから取得できること。
- 三 第三者ベンダーが当該実在価格について外部監査を受けおり、かつ、金融庁長官の求めに応じ当該外部監査の結果を提出することについて、第三者ベンダーとの間で合意していること。

5 内部モデル方式採用行は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストで用いた実在価格及び当該実在価格とリスク・ファクターを関連付ける手順について、その適切性を判断するためには必要な情報を記した文書を作成するものとする。

第二百七十四条の三 前条第二項に規定する実在価格の観測値

の特定に当たつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 パラメトリック関数のパラメーターをリスク計測システムにおけるリスク・ファクターとして設定する場合 パラメトリック関数のパラメーターの水準調整に用いた市場データが、前条第二項から第四項までに規定する要件を満たすものであること。
- 二 クレジット・スプレッド及び株式のリスク・ファクターを設定する場合 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 特定の経済、地域及びセクター全体の変動を表すリスク・ファクター（ロ及びハにおいて「一般的なリスク・

〔条を加える。〕

「ファクター」という。)を用いること。

口 市場指數及び個別の発行体の商品に係る実在価格については、全般的なリスク・ファクターと同じ属性を有する場合に限り、当該全般的なリスク・ファクターの実在価格の観測値に含めるものとすること。

ハ 全般的なリスク・ファクターが期間構造を有するものである場合にあっては、当該全般的なリスク・ファクターを満期ごとに分類し、実在価格の観測をすること。

(リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類)

第二百七十四条の四 内部モデル方式採用行は、次に掲げる方

法のいずれかにより、リスク・ファクターをリスク・バケットに分類するものとする。

一 内部管理において使用するリスク・バケットへ分類する方法

2 第二項で定めるリスク・バケットへ分類する方法

前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 リスク・ファクターは、一つのリスク・バケットに分類すること。

二 リスク・バケットは重複していいないこと。

3 第二項第二号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次の各号に掲げるリスク・ファクターの種類の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・バケットにリスク・ファクターを分類するものとする。

一 満期の区分を一つ有する一般金利、外国為替及びコモデ

〔条を加える。〕

イティのリスク・ファクター（インプライド・ボラティリティを除く。）次の表の上欄に掲げる満期の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・バケツト

		満期	リスク・バケツト
○・七五年以上〇・七五年未満	○・七五年以上一・五年未満	○・七五年以上四年未満	A 1
一・五年以上七年未満	一・五年以上七年未満	一・五年以上七年未満	A 2
四年以上七年未満	四年以上七年未満	四年以上七年未満	A 3
七年以上十二年未満	七年以上十二年未満	七年以上十二年未満	A 4
十二年以上十八年末満	十二年以上三十五年末満	二十二年以上三十五年末満	A 5
十八年以上三十五年末満	二十二年以上三十五年末満	二十二年以上三十五年末満	A 6
三十五年以上	三十五年以上	三十五年以上	A 7
满期	零年以上〇・七五年未満	リスク・バケツト	A 8
〇・七五年以上四年未満	〇・七五年以上十年未満	B 1	A 9
四年以上十年未満	四年以上十八年末満	B 2	
十年以上十八年末満	十年以上三十年未満	B 3	
十八年以上三十年未満	三十年以上	B 4	
三十一年以上	三十一年以上	B 5	
三十二年以上	三十二年以上	B 6	

満期	リスク・バケツ
零年以上〇・七五年未満	B 1
〇・七五年以上四年未満	B 2
四年以上十年未満	B 3
十年以上十八年未満	B 4
十八年以上三十年未満	B 5
三十年以上	B 6
三 満期の区分を一つ又は複数有するクレジット・スプレッド・リスク及び株式のリスク・ファクター（インプライド	

二 満期の区分を複数有する一般金利、外国為替及びヨモディイティのリスク・ファクター（インプライド・ボラティリティを除く。）次の表の上欄に掲げる満期の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・バケツト

・ボラティリティを除く。) 次の表の上欄に掲げる満期の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・パケット

満期		リスク・パケット
零年以上一・五年未満	一・五年以上三・五年未満	
三・五年以上七・五年未満	七・五年以上十五年未満	十五年以上
C 5	C 4	C 3
C 2	C 1	

四 権利行使価格の区分を一つ又は複数有するリスク・ファクター 次の表の上欄に掲げる原資産に対する感応度に応じ、同表の下欄に定めるリスク・パケット

原資産に対する感応度		リスク・パケット
零以上〇・〇五未満	〇・〇五以上〇・三未満	
〇・三以上〇・七未満	〇・七以上〇・九五未満	D 1
D 5	D 4	D 2
		D 1

五 権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分を有するインプライド・ボラティリティのリスク・ファクター(金利スワップションのものを除く。) 次の表に掲げる原資産に対する感応度及び満期に応じ、同表に定めるリスク・パケット

										満期
年十 以五	満年十 未五	上年七 以五	満年七 未五	上年三 以五	満年三 未五	上年一 以五	満年一 未五	以上零 年		
1 C 5 D	1 C 4 D	1 C 3 D	1 C 2 D	1 C 1 D						
2 C 5 D	2 C 4 D	2 C 3 D	2 C 2 D	2 C 1 D	2 C 未満					
3 C 5 D	3 C 4 D	3 C 3 D	3 C 2 D	3 C 1 D	3 C 未満					
4 C 5 D	4 C 4 D	4 C 3 D	4 C 2 D	4 C 1 D	4 C 五未満					
5 C 5 D	5 C 4 D	5 C 3 D	5 C 2 D	5 C 1 D	5 C ○未満					

三 権利行使価格の区分の表

六　満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分を有する金利スワップ・ショーンのインプレイスド・ボラティリティのリスク・ファクター　満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分の組合せにより作成されるリスク・バケット

前項第六号の「満期の区分」、「権利行使期限の区分」及び「権利行使価格の区分」とは、それぞれ次の各号の表に定めるものをいう。

原資産に対する感応度	リスク・バケツト
零以上○・○五未満	D 1
○・○五以上○・三未満	D 2
○・三以上○・七未満	D 3
○・七以上○・九五未満	D 4
○・九五以上一・○○未満	D 5

5 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合であつて、負債性商品が満期を迎えるときは、直近の十二月以内に特定した実在価格の観測値を当初のリスク・バケツトの区分に分類するものとする。

6 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合であつて、ある特定の満期のリスク・バケツトに属するクレジット・スプレッド・リスク・ファクターのモデル化の必要がなくなつたときは、当該リスク・バケツトに隣接するリスク・バケツトのうち、短い満期の区分に分類することができる。

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百七十四条の五 内部モデル方式採用行は、リスク・ファ

クターのモデル化可能性テストを四半期ごとに実施するものとする。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 モデル化可能なリスク・ファクターへの分類に当たつては、モデル化可能なリスク・ファクターの組合せにより得られたリスク・ファクターのみを用い、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める手法

〔条を加える。〕

を用いること。

イ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる内挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その間にある観測されていない値を算出すること）を用いる場合 内挿はリスク理論損益を算出する際に用いた内挿の手法と整合していること。この場合において、情報量を可能な限り保ちながらリスク・ファクターの数を圧縮するときにつては、モデル化可能なリスク・ファクターの観測値からパラメーターを導出することができる。

ロ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる外挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その外側にある観測されていない値を算出すること）を用いる場合 外挿は、複数のモデル化可能なリスク・ファクターのデータを用いて算出する方法によることとし、かつ、当該外挿はリスク理論損益を算出する際に用いた外挿の手法と整合していること。この場合において、当該外挿を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

二

第二百七十六条の二第一項に規定する期待ショート・フォールを算出するモデル（以下この章において「期待ショート・フォールモデル」という。）は、一般市場リスク及び個別リスクを捕捉するものとし、一方又は双方のリスクを捕捉していない場合にあっては、モデル化不可能なリスク・ファクターを用いてマーケット・リスク相当額を算出す

ること。

三 期待ショート・フォールモデルにあつてはリスク・ポジションのボラティリティ及び相関係数を勘案し、当該ボラティリティ及び相関係数のデータにあつては次に掲げる項目を勘案すること。

イ 実在価格のデータを用いていること。

ロ ボラティリティが過小に評価されていないこと。

ハ 相関係数が実在価格間の相関を適切に近似した値であること。

四 内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件を満たすこと。

二 リスク・ファクターを変換する場合は、ボラティリティが過小に評価されておらず、かつ、期待ショート・フォールモデルにおいて用いたリスク・ファクターから生じる相関が正確に反映されていること。

イ 実在価格に基づかないデータを用いる場合は、当該データが実在価格を代替するものであることを疎明すること。この場合においては、当該データとフロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門で用いる価格データとの整合性を確認するものとする。

ロ 市場で観測された価格からリスク・ファクターを導出する場合は、導出の手法を記した文書を作成すること。ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること。

ニ リスク・ファクターのパラメーターを推計するために

回帰分析を用いる場合は、当該パラメーターの推計値を定期的に再計算すること。

ホ 時価評価モデルにおけるキャリブレーション（期待シヨート・フォールモデルその他のマーケット・リスク相当額の算出に関連するモデルから算出される価格の理論値が、市場価格を含む実際の取引の価格に可能な限り適合するよう推計すること）は、十分な頻度で実施すること。

ヘ リスク・ファクターの欠損値を補完する場合には、明確な方針を策定すること。

五 第二百七十六条の三第一項に規定する市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールのリスク・ファクターは、次に掲げる要件を満たすものとする。

イ 実際の取引の価格又は気配値から推計された価格が用いられていること。

ロ 景気循環を含む可能な限り長期のデータを入手すること。

ハ 現在取引される金融商品の性質がストレス期間において取引される金融商品の性質と異なる場合において、現在取引される金融商品を用いることが過去のデータに基づき適切であることを疎明すること。
二 現在取引される金融商品がストレス期間に存在しなかつた場合は、リスク・ファクターがストレス期間の類似する金融商品の価格やスプレッドの変動とおおむね同等であることを疎明し、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。この場合において、ストレス期間以降に性質が変化

した金融商品については、現在の市場データを用いることが妥当であることを十分に説明できない場合は、ストレス期間のリスク・ファクターから除くものとする。

- (1) 第二百七十六条の三第二項第一号ロに掲げる要件を満たすこと。

- (2) 期待ショート・フォールの算出に係る特定の金融商品のリスク・ファクターについて、ストレス期間に係る当該金融商品のデータが入手できない場合は、当該金融商品のリスク・ファクターの個別リスクは、第二百七十六条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含めないこと。

- (3) 現在取引される金融商品のリスク・ファクターに含まれ、かつ、第二百七十六条の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含まれないリスク・ファクターに対するエクスポートージャーは、当該低減したリスク・ファクターに含まれる最も適切なリスク・ファクターに分類すること。

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。
イ マルチ・ファクター（金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質に係る各要素をいう。）に基づくモデル（以下このイにおいて「マルチ・ファクターモデル」という。）において代理変数を生成する場合 次に掲げる要件を満たすこと。

(1) マルチ・ファクター モデルにおいて複数のインデックスを利用する場合は、それぞれのインデックスの間にある相関関係を捕捉すること。この場合において、相関関係で説明できないインデックスの間のリスクについては、無相関を前提とすること。

(2) マルチ・ファクター モデルが資産の価格変動に対して有意な説明力を有し、かつ、代理変数の使用により説明できない誤差の存在を把握すること。

(3) マルチ・ファクター モデルの係数は、過去のデータに基づいて推計すること。この場合において、当該係数を主観的な判断に基づき設定する場合は、モデル化不可能なリスク・ファクターに分類するものとする。期待ショート・フォール モデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベーシスを特定し、当該ベーシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベーシスがモデル化可能リスク・ファクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマークシット・リスト相当額及びリスク理論損益に反映すること。

(1) 代理変数のリスク・ファクター及びベーシスのリスク・ファクター

(2) 市場で観測されるリスク・ファクター

第三款 バック・テスティング及び損益要因分析テストに係る要件

〔款名を付する。〕

(バック・テスティング及び損益要因分析テストに係る総則

）

第二百七十五条 内部モデル方式採用行は、次に掲げるテストを行うものとする。

- 一 全社的なバック・テスティング
- 二 各トレーディング・デスクに対するバック・テスティング
- 三 各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テスト

内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクは、前項第二号及び第三号に掲げるテストに合格したものでなければならぬ。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百七十五条 銀行は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

- 2 銀行は、債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、「追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくは

ポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4

個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。
- 五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。
- 六 バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。
- 七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナ

リオのもとで保守的に把握していること。

追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。
- 二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。））をいう。第八号及び第九号において同じ。」を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。
- 三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。
- 四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。
- 五 集中リスクを把握していること。
- 六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポート・ジャードの額の相殺をしていないこと。
- 七 主要なベーシス・リスクを把握していること。
- 八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実で

ないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

（全社的なバック・テストに係る要件）
第二百七十五条の二 内部モデル方式採用行は、全社的なバック・テスティングにおいて、評価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュー・アット・リスクと日次の実損益及び仮想損益とを比較するものとする。

2 全社的なバック・テスティングは、九十九パーセントの信頼水準のバリュー・アット・リスクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。

〔条を加える。〕

一 トレーディング・ポートフォリオ全体において、バック・テスティングの超過（実損益又は仮想損益がバリュー・アット・リスクを上回ること）をいう。以下この節において同じ。）の回数（以下この節において「超過回数」という。）を算出し、実損益又は仮想損益のいずれか多い超過回数をバック・テスティングの結果に用いること。

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数の調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合（実損益、仮想損益及び日次のバリュー・アット・リスクの全てが観測できる場合を除く。） 実損益及び仮想損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テスティングの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テスティングの超過を超過回数に含めないことができる。この場合においては、関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及び超過の要因について文書に記録し、保存するものとする。

4 全社的なバック・テスティングの結果は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定めるバック・テスティングゾーン（グリーン・ゾーン（モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において

同じ。）、アンバー・ゾーン（モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的ではないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）及びレッド・ゾーン（モデルに問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。）に区分するものとする。

超過回数										乗数
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
二 〇 〇	一 ・ 九 二	一 ・ 八 八	一 ・ 八 三	一 ・ 七 六	一 ・ 七 〇	一 ・ 五 〇	一 ・ 五 〇	一 ・ 五 〇	一 ・ 五 〇	一 ・ 五 〇
レ ッ ド	アンバー				グリーン				バ ツ ク ・ テ ス テ イ	

5 前項の規定に基づき区分した結果については、次の各号に掲げる結果の区分に応じ、当該各号に定める対応を行うものとする。

- 6

一 グリーン・ゾーン マーケット・リスク相当額に一・五を乗じる。

二 アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーン 前項の表の中欄に掲げる乗数をマーケット・リスク相当額に乗じる。

内部モデル方式採用行は、全社的なバック・テスティング

の超過について、内容及び要因を文書に記録し、保存するものとする。

7 内部モデル方式採用行は、九十九パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テスティングその他統計的な手法により内部モデル方式を検証するものとする。

(各トレーディング・デスクのバック・テスティング)

第二百七十五条の三

内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングにおいて、評価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュー・アット・リスクと日次の実損益及び仮想損益とを比較するものとする。

2 各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングは、各トレーディング・デスクに対し、九十七・五パーセント及び九十九パーセントの信頼水準のバリュー・アット・リスクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。この場合において、バリュー・アット・リスクは、直近十二月の時系列データについて均等に重み付けたものを用いるものとする。

一 実損益又は仮想損益のいずれか多い超過回数をバック・テスティングの結果に用いること。

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数の調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

「条を加える。
」

ハイ及びロに掲げる場合以外の場合（実損益、仮想損益及び日次のバリュー・アット・リスクの全てが観測できる場合を除く。）実損益及び仮想損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テスティングの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テスティングの超過を超過回数に含めることができる。この場合においては、モデル化不可能なリスク・ファクターに関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及びモデル化不可能なリスク・ファクターがバック・テスティングの超過の要因について、文書に記録し、保存するものとする。

4 各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について、次の各号に掲げる信頼水準の区分に応じ、当該各号に定める回数を超える超過が直近十二月に生じた場合には、当該トレーディング・デスクに対するマーケット・リスク相当額は標準的方式を用いて算出するものとする。

一 九十七・五パーセントの信頼水準 三十回

二 九十九パーセントの信頼水準 十二回

5 内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの超過について、内容及び要因を文書で記録し、保存するものとする。

6 内部モデル方式採用行は、九十九パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テスティングその他の統計的な手法により内部モデル方式を検証するものとする。

7 内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対

するバック・テスティングを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該バック・テスティングの参照日は、第二百七十四条の五第一項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。

(損益要因分析テストに係る要件)

第二百七十五条の四

損益要因分析テストは、フロント・オフィス部門のモデルと内部モデル方式とを比較し、内部モデル方式の簡易化（内部モデル方式の時価評価モデルにおいて、フロント・オフィス部門の時価評価モデルよりも計算負荷を軽減させることをいう。以下この条において同じ。）的重要性を評価するため、トレーディング・デスクごとにリスク理論損益と仮想損益とを日次で比較するものとする。

2 内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該損益要因分析テストの参考日は、第二百七十四条の五第一項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。

3 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストにおいて、

内部モデル方式の簡易化が重要性を有すると判断された場合には、当該内部モデル方式の使用を制限又は停止するものとする。

4 内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストについて、内部モデル方式の簡易化

「条を加える。
」

の内容並びにリスク理論損益及び仮想損益の定義、当該損益要因分析テストの結果及び当該結果を受けた対応方針に係る文書を作成するものとする。

(バック・テスティング及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百七十五条の五

損益要因分析テストにおいて、リスク理論損益の算出に用いるトレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターは、全てのモデル化可能なリスク・ファクター及び全てのモデル化不可能なリスク・ファクターを含むものとする。

2 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の算出に当たって、トレーディング・デスクのリスク管理モデルが追加的な残余リスク（トレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターでは捕捉されているが、内部モデル方式に係る内部モデルでは捕捉されていないリスクをいう。）を含むデータを使用している場合には、当該トレーディング・デスクのリスク管理モデルに用いている全てのリスク・ファクターの変動を含むものとする。

3 バック・テスティング及び損益要因分析テストに用いる仮想損益は、同一のものとする。

4 実損益は、マーケット・リスクに関する時価調整（日次で更新できないものを除く。）を含むものとする。

5 仮想損益は、日次で更新できるマーケット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、金融庁長官の承認を受けた場合は、当該マーケット・リスクに関する

「条を加える。」

時価調整を控除することができる。

6 トレー・デイング・デスクのリスク管理モデルにおいて算出できない時価調整は、各トレー・デイング・デスクに対するバツク・ティングに用いる仮想損益と実損益に含めることを要しない。

7 実損益及び仮想損益の算出に当たっては、同一の時価評価モデルを用いるものとする。

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百七十五条の六 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合に限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。）を行うことができる。

2 リスク理論損益の入力データの調整は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

一 リスク理論損益の入力データを仮想損益の入力データに置き換える方法

二 仮想損益の入力データをリスク理論損益及び期待ショート・フォールモデルで使用するリスク・ファクターの入力データとする方法

3 リスク理論損益の入力データの調整を行う場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 リスク理論損益の入力データの調整を適切に実施するために社内規則（方針及び手続を含む。）を定めていること

〔条を加える。〕

二 使用するリスク・ファクター及び算出手法の差異が適切であることを実証していること。

三 リスク理論損益の入力データの調整に係る検証を適切に実施するものであること。

四 リスク理論損益の入力データの調整がリスク理論損益及び損益要因分析テストに与える影響度についての評価（入力データの調整前後の比較を含む。）を実施するものであること。

4 リスク理論損益の入力データの調整において、同一の市場データから評価に必要なパラメーターを算出する場合であつて仮想損益及びリスク理論損益の当該パラメーターに係る算出方法が異なるときは、算出方法の差異を仮想損益又はリスク理論損益の算出結果に反映するものとする。

5 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

一 仮想損益とリスク理論損益のリスク・ファクターを一致させるための調整

二 リスク理論損益及び仮想損益の算出において、異なるシステム及び時点による差異を解消するための調整

（損益要因分析テストの指標）

第二百七十五条の七 損益要因分析テストの指標は、次に掲げるものとする。

一 リスク理論損益と仮想損益との間の順位相関を評価するスピアマンの順位相関指標（第三項及び次条第一項において単に「スピアマンの順位相関指標」という。）

〔条を加える。〕

一 リスク理論損益と仮想損益との間の分布の近似性を評価するコルモゴロフ・スマイルノフ検定（第四項及び次条第一項において「KS検定」という。）のテスト指標

2 前項各号に掲げる指標の算出に当たっては、直近二百五十五営業日に観測されたリスク理論損益及び仮想損益の時系列データを用いるものとする。

3 スピアマンの順位相関指標は、次の算式により算出するものとする。

$$r_S = \frac{\text{cov}(R_{HPL}, R_{RTPL})}{\sigma_{R_{HPL}} \times \sigma_{R_{RTPL}}}$$

r_S は、スピアマンの順位相関指標

$\text{cov}(R_{HPL}, R_{RTPL})$ は、 R_{HPL} と R_{RTPL} との間の共分散

$\sigma_{R_{HPL}}$ は、 R_{HPL} の標準偏差

$\sigma_{R_{RTPL}}$ は、 R_{RTPL} の標準偏差

R_{HPL} は、仮想損益を大きさに基づいて変換した順位データ

R_{RTPL} は、リスク理論損益を大きさに基づいて変換した順位データ

4 KS検定の指標は、次に掲げる経験的累積分布関数の間で観測される差額の絶対値のうち最大のものとする。

一 リスク理論損益の各損失額に対応する順位に○・○○四（一営業日を二百五十営業日で除して得た値をいう。次号において同じ。）を乗じて得た経験的累積分布関数

二 仮想損益の各損失額に対応する順位に○・○○四を乗じて得た経験的累積分布関数

(損益要因分析テストの実施)

式を用いる各トレーディング・デスクに対しても実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。

一 スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超えて、かつ、KS検定のテスト指標が〇・〇九（P値にあっては〇・二六四）未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が〇・七未満であつて、かつ、KS検定のテスト指標が〇・一二（P値にあっては〇・〇五五）を超える場合 レッド・ゾーン

三 前二号に掲げる場合以外の場合 アンバー・ゾーン

2 損益要因分析テストの結果がグリーン・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、内部モデル方式を用いること

ができる。

3 損益要因分析テストの結果がレッド・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、標準的方式を用いるものとする。

4 前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、内部モデル方式の使用を再開することができる。

一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンに分類されるものであること。

二 直近十二月にわたって、全社的なバック・テスティングの結果が第二百七十五条の二第四項に規定するグリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されるものであること。

「条を加える。」

損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、第二百七十九条に規定する資本サーチャージの適用対象とすることにより、内部モデル方式を継続して用いることができる。

6 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

- 一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンの要件に該当すること。
- 二 直近十二月にわたって、全社的なバック・テスティングの超過に係る要件を満たすものであること。

(バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係る届出)

第二百七十五条の九 内部モデル方式採用行は、トレーディン

グ・デスクが次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して金融庁長官に提出するものとする。

- 一 第二百七十五条の二に規定する全社的なバック・テスティングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合
- 二 第二百七十五条の三に規定する各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合
- 三 前条に規定する各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・

「条を加える。
」

ゾーンに分類された場合

2

内部モデル方式採用行は、第二百七十五条の六に規定するリスク理論損益の入力データの調整に関する手続を整備し、当該手続に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(市場の特殊要因等に起因するバック・テスティングの超過及び損益要因分析テストの不合格時の対応)

第二百七十五条の十 内部モデル方式採用行は、前条第一項各号に規定する分類を行つた場合において、当該分類に市場の特殊な要因等に起因する事象が含まれていると認められるときは、当該分類に用いたバック・テスティングの超過及び損益要因分析テストの不合格の結果を取り消すことができる。

第四款 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額

〔款名を付する。〕

〔条を加える。〕

(モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるモデル化可能なリスク・ファクターについて、次条から第二百七十六条の四まで の規定により期待ショート・フォールによりマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

第二百七十六条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。
一次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

(期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘
案)

第二百七十六条の二 内部モデル方式採用行は、内部モデル方
式を用いるトレーディング・デスク全体及びトレーディング
・デスク単位のポートフォリオにおいて、次の算式を用いて
期待ショート・フォールを日次で算出するものとする。この
場合において、当該算式には、片側九十七・五パーセントの
信頼水準及び十日間の流動性ホライズン（以下この款におい
て「ベース・ホライズン」という。）を用いるものとする。

〔条を加える。〕

- イ 算出基準日のバリュー・アツト・リスク
ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト
・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額
イ 算出基準日のストレス・バリュー・アツト・リスク
ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュ
ー・アツト・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を
乗じて得た額
- 2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマ
ケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれ
か大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより
算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で
計測するものとする。
- 一 算出基準日の追加的リスクの額
二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平
均値

$$ES = \sqrt{\left(ES_T(P)\right)^2 + \sum_{j \geq 2} \left(ES_T(P,j) \sqrt{\frac{(LH_j - LH_{j-1})}{T}}\right)^2}$$

ES は、期待ショート・フォール

$ES_T(P)$ は、ベース・ホライズンを前提としたポジション $P = (p_i)$ に対する全てのリスク・ファクターのショックに係る期待ショート・フォール

T は、ベース・ホライズンの長さ

LH_j は、次項に規定する期間

$ES_T(P,j)$ は、ポジション $P = (p_i)$ のリスク・ファクターの集合 $Q(p_i, j)$ の各ポジション p_i へのショック（第三項に規定する流動性ホライズン n が LH_j 以上であるリスク・ファクターを変動させた場合における各ポジション p_i に対するショックをいう。）を勘査した期待ショート・フォール

- 2 前項の LH_j は、次の表の上欄に掲げる流動性ホライズンの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。

流動性ホライズンの区分 (j)	期間 (日)
1	十
2	一一十
3	四十
4	六十
5	四一十

- 3 流動性ホライズン n は、次の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。ただし、内部モデル方式採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合は、当該期

間よりも長い期間を設定することができる。この場合において、当該期間よりも長い期間は、二十日、四十日、六十日又は百二十日とするものとする。

株式リスク		信用スプレッド・リスク		金利リスク		リスク・クラス	
株価（大型株）に係るボラティリティ	株価（小型株）に係るボラティリティ	株価（大型株）	株価（小型株）	その他の種類	ソブリン（高利回り（HY））	ソブリン（投資適格（IG））	一・カategリー
六十	二十	二十	十	百二十	六十	四十	二十
							二十
							十
							期間（日）

式	その他の種類の株	外 国 為 替 リ ス ク	外 国 為 替 リ ス ク	コ モ デ イ テ イ ・ リ ス ク
為替レートに係る 特定為替通貨ペア	為替レートに係る 通貨ペア	為替に係るボラティリティ	為替に係るボラティリティ	属価格
六十	二十	四十	二十	二十

(注) 特定通貨とは、歐州經濟通貨統合參加国通貨 (EUR) 、アメリカ合衆国通貨 (USD) 、英國通貨 (GBP) 、オーストラリア通貨 (AUD) 、スウェーデン通貨 (SEK) 、カナダ通貨 (CAD) 及び本邦通貨をいう（第二百八十五条の二第四項において同じ。）。

前項ただし書の承認を受けようとする内部モデル方式採用行は、次に掲げる要件の全てに適合していることを示す書類を添付した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 リスク・ファクター・カテゴリーとの流動性ホライズンについて、金融庁長官の求めに応じて情報を提出できる態勢を整備すること。
- 二 流動性ホライズンの設定に係る方針を策定すること。
- 三 流動性ホライズンの設定について、リスク管理部門による検証及び内部監査を定期的に実施する態勢を整備すること。

(市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出)

第二百七十六条の三 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、ストレス期間（少なくとも平成十九年まで遡る観測期間のうち、最も市況が厳しい十二月をいう。以下この款において同じ。）のデータを入手できるリスク・ファクター（以下この条及び次条において「低減したリスク・ファクター」という。）に基づき、ストレス期間を仮定した場合の期待ショート・フォール（以下この条及び次条において「市場混乱時を想定した期待ショート・フォール」という。）を次の算式により算出するものとする。

$$ES = ES_{RS} \times \frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}$$

ESは、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール
ES_{RS}は、低減したリスク・ファクターについて、ストレス期

〔条を加える。〕

間を想定して算出した期待ショート・フォール

$ES_{R,C}$ は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール

$ES_{F,C}$ は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール

- 2 前項の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けたものであること。

イ 十分な観測期間を有したモデル化可能なリスク・ファクターであること。

ロ 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールが直近十二週にわたって観測された全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールの平均値の七十五パーセント以上であること。

二 ストレス期間に算出した期待ショート・フォールに係るデータは、均等に重み付けすること。

三 前項の算式中 $ES_{R,S}$ に係るストレス期間の見直しは、四半期に一回以上の頻度及びリスク・ファクターに重要な変更が生じた場合に行うこと。

四 前項の算式中 $ES_{R,S}$ に係るストレス期間を変更する場合は、低減したリスク・ファクターを見直すこと。

五 前二号の見直しの参照日は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとすること。

六 前項の算式中 $ES_{F,C}$ の算出に用いたデータの更新は、四半

期に一回以上の頻度及び市場価格の著しい変動が生じた場合に行うこと。

3

期待ショート・フォールの算出に当たって、同一のリスク・クラスの場合は、過去のデータから観測される相関を反映することができる。この場合においては、相関をリスク・ファクターごとの前条第三項に規定する流動性ホライズンと整合的なものとし、かつ、相関の算出及び使用方法に係る文書を作成するものとする。

4

期待ショート・フォールは、前条第三項に規定するリスク・ファクター・カテゴリーにおいて、オプションの非線形リスク及びボラティリティ曲面を適切に勘案するものとする。

5

内部モデル方式は、トレーディング・デスクが設定するリスク許容範囲に係る重要なリスク・ファクターを全て含むものとする。

6

期待ショート・フォールの算出に当たっては、ヒストリカル・シミュレーション法、モンテカルロ・シミュレーション法その他適切な計測手法を使用することができる。

7

金融庁長官は、価格のボラティリティが短期間に大きく上昇し、価格変動をより適切に反映させることが妥当と判断した場合には、より短期の観測期間を使用した期待ショート・フォールの算出を求めることができる。この場合において、観測期間は、六月以上とする。

(市場混乱時を想定したモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条の四 内部モデル方式採用行は、市場混乱時を

「条を加える。」

想定した期待ショート・ヘッジを用いて、中間化可能なリスク・ファクターに掛けてマーケット・リスク相当額を、次の算式によつて算出するものとする。

$$IMCC = \rho(IMCC(C)) + (1 - \rho) \left(\sum_{i=1}^B IMCC(C_i) \right)$$

$$IMCC(C) = ES_{R,S} \times \frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}$$

$$IMCC(C_i) = ES_{R,S,i} \times \frac{ES_{F,C,i}}{ES_{R,C,i}}$$

$IMCC$ は、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額

$IMCC(C)$ は、全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

$IMCC(C_i)$ は、五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

$ES_{R,S,i}$ は、低減したリスク・ファクターについて、五つの各リスク・クラスを対象とし、ストレス期間（前条第一項の算式中 $ES_{R,S}$ の算出に用いるストレス期間と同一のもの。）を想定して算出した期待ショート・フォール

$ES_{R,C,i}$ は、五つの各リスク・クラスを対象とし、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール

$ES_{F,C,i}$ は、五つの各リスク・クラスを対象の全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォール

ρ は、○・五

*B*は、リスク・クラスの総数

(モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット
・リスク相当額)

第二百七十六条の五 内部モデル方式採用行は、トレーディング・デスクにおけるモデル化不可能なリスク・ファクターについて、ストレス・シナリオを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。この場合において、マーケット・リスク相当額は、それぞれのモデル化不可能なリスク・ファクターに基づき算出されたマーケット・リスク相当額を合計したものとする。

2 前項のマーケット・リスク相当額を合計したものは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$SES = \sqrt{\sum_{i=1}^I ISES_{NM,i}^2 + \sqrt{\sum_{j=1}^J ISES_{NM,j}^2}} \\ + \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}\right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}^2}$$

〔条を加える。〕

SESは、モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの

*i*は、信用スプレッドに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

*j*は、株式の個別リスクに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

*k*は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけ

るモデル化不可能なリスク・ファクター (i 又は j)に該当するものを除く。)

$ISES_{NM,i}$ は、信用スプレッドのリスク・ファクター i に係るマー

ケット・リスク相当額

$ISES_{NM,j}$ は、株式の個別リスクのリスク・ファクター j に係るマー

一ケット・リスク相当額

$SES_{NM,k}$ は、モデル化不可能なリスク・ファクター k に係るマー

ケット・リスク相当額

$\rho \neq 0$ 、○・六

3 第一項のストレース・シナリオは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 九十七・五ペーセントの信頼水準に基づき損失を算出するものである。)

二 ストレス期間は、同一のリスク・クラスにおける全てのモデル化不可能なリスク・ファクターについて、共通の十一月を使用するものであること。

三 前号に規定する共通の十二月間に係る妥当性を記した文書を作成すること。ただし、当該妥当性を説明できない場合には、発生可能性のある最大損失額を勘案したストレス・シナリオを用いること。

(デフォルト・リスクに係るマークエット・リスク相当額)

第二百七十七条 内部モデル方式採用行は、DRCモデルを用いて、トレーディング・デスクにおけるクレジット商品及び株式に係るデフォルト・リスクに対するマークエット・リスク相当額を算出するものとする。

(乗数)

第二百七十七条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発

2	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、DRCモデルにより算出された次に掲げる額のいずれか大きい額とする。	一	直近の計測値に基づく額	二	直近十二週間の計測の平均値に基づく額	三	DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。		
		一	片側九十九・九パーセントの信頼水準により、週次でデフォルト・リスクに係る信用バリュー・アツト・リスク（特定のポジションを一定期間（第五号において「保有期間」という。）保有すると仮定した場合において、将来の債務者又は株式等の発行体（以下この項において「債務者等」という。）のデフォルトにより一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。）を計測すること。	二	二種類の全般的なリスク・ファクターを用いたデフォルト・シミュレーション・モデル（債務者のデフォルト時損失（債務者のデフォルト以前の格付の低下による損失を除く。）を見積もるモデルをいう。）を用いること。	三	債務者等に係るデフォルトの相關は、信用スプレッド又は上場株式の価格に基づき推計すること。		
		四	前号の推計は、少なくとも十年間（ストレス期間を含む。）のデータに基づくものであること。	五	保有期間は一年間と仮定すること。ただし、株式に係るポートフォリオの場合は、六十日間と仮定することができること。	六	株式に係るポジションは、株価が零になることを想定し		

2	前項の規定にかかるわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。	3	内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を記載した書類を添付										
			十以上	四・〇〇	四・八五	三・七五	三・六五	三・五〇	三・四〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇

て発行体のデフォルトをモデル化すること。

して金融庁長官に提出しなければならない。

七 デフォルト・リスクは、債務者等ごとに計測すること。
八 債務者等がデフォルトした場合には、対象となる全てのポジションについて、自己が被ると想定される現在の時価評価に対する追加的な損失額を算出すること。

九 モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。この場合において、当該損失額には、現在認識している評価損を含めないこと。

十 同一の債務者等に対するロング・エクスポート・ジャードに対応するショート・エクスポート・ジャードを相殺すること。この場合において、エクスポート・ジャードが同一の債務者等に対する異なる商品を含むものであるときは、当該異なる商品間の優先劣後関係等を勘案すること。

十一 異なる債務者等に対するロング・エクスポート・ジャードとショート・エクスポート・ジャードとの間のベーシス・リスクをモデルに含めること。この場合において、異なる債務者等にまたがるロング・エクスポート・ジャードとショート・エクスポート・ジャードとの間のデフォルト・リスクの相殺は、デフォルト・リスクのモデル化を通じて行うこと。

十二 モデルに投入する前のポジションの相殺は行わないこと。

十三 異なる債務者等の間のデフォルトの相関は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 相関は客観的なデータに基づき、自己のポジションの構成に基づく恣意的な相關の水準の調整をしないこと。
ロ 自己のポートフォリオに係る相關のモデル化の手法及

び一般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。

ハ 全ての重要なベーシス・リスクを相関に反映すること。

十四 ポジションとそのヘッジの間で生じる重要なミスマッチを全て捕捉すること。

十五 ストレス期間における特定の債務者等又は市場への集中による効果を全ての商品の種別について適切に勘案すること。

十六 オプション及びその他のポジションに係る非線形リスクの影響を反映すること。

十七 複数の原資産を有する株式デリバティブのポジションに対して、簡素化したモデルを使用する場合は、金融庁長官の承認を受けること。

十八 モデルに投入するPDは、○・○三パーセントを下限として、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすPDを算出すること。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第五十六条から第六十条までの規定によりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認められるエクスボージャーについては、当該下限を適用しないことができる。

イ 市場価格に基づくPDは使用しないこと。ただし、当該使用について、金融庁長官の承認を受けている場合は、この限りでない。

ロ 観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用する

こと。

ハ 取引所に上場されている有価証券のデータに基づきPDの水準を調整する場合には、景気循環を含む最低五年の観測期間とすること。

二 外部データ・ソースから提供されるPDを用いる場合は自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

十九 モデルに投入するLGDは、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすLGDを算出すること。

イ ポジションの現在市場価値からデフォルト時点のポジションの期待市場価値を差し引いた金額に基づき算出すること。

ロ ポジションの種類と優先劣後構造を反映するものであること。ただし、零を下回る場合にあっては、零とする

ハ 十分な過去データに基づくものであること。

二 外部データ・ソースから提供されるLGDを用いる場合は自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

二十 PD及びLGDの入手方法に関する優先順位付けを行い、恣意的に選択しないこと。

41 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、適切な運用に必要な管理規程（信用スプレッド又は株価の使用要件相関並びにPD及びLGDに係る管理手続（水準調整及び検証を

（含む。）を含む。）を文書で定めるものとする。

5 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。

6 内部モデル方式採用行は、DRCモデルの全般的な正確性を評価するためのベンチマークを構築するものとする。

（内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクによるマーケット・リスク相当額の算出）

第二百七十八条 内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクに関連するマーケット・リスク相当額は、標準的方式又は簡易的方式を用いて算出するものとする。

（変更に係る届出）

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（マーケット・リスク相当額の合算）

第二百七十九条 内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、次の算式を用いて算出するものと

（承認の取消し）

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

→ HQ°

$$\overline{ACR_{total}}$$

$$= \min\{IMA_{G,A} + \text{資本サードヤーリング} + C_U; SA_{all_desk}\}$$
$$+ \max[0; IMA_{G,A} - SA_{G,A}]$$

$$C_A = \max\{IMCC_{t-1} + SES_{t-1}; m_c \cdot IMCC_{avg} + SES_{avg}\}$$

$$\text{資本サードヤーリング} = k \cdot \max\{0, SA_{G,A} - IMA_{G,A}\}$$

$$k = 0.5 \times \frac{\sum_{i \in A} SA_i}{\sum_{i \in G,A} SA_i} = 0.5 \times \frac{SA_A}{SA_{G,A}}$$

ACR_{total} は、内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額

$IMA_{G,A}$ 及び DRC の合計額

DRC は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

C_U は、内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額

SA_{all_desk} は、全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

$SA_{G,A}$ は、第二百七十五条の八第一項の規定によりグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレ

- 1 第一百七十七条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合
1) 銀行が第一百七十七条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いわせることが不適当と判断したとき。

一デイシング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

S_{A_t} は、第二百七十五条の八第一項の規定によりアンバー・ゾーン(A)に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

C_A は、 DRC 以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額

$IMCC_{t-1}$ は、算出基準日における $IMCC$ （第二百七十六条の四の規定に基づくモデル化可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。）

SES_{t-1} は、算出基準日における SES （第二百七十六条の五第二項の規定に基づくモデル化不可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。）

m_c は、第二百七十五条の二第四項の表の中欄に掲げる乗数又は当該乗数に金融庁長官が指定する定性的アドオンを加えたもの

$IMCC_{avg}$ は、算出基準日を含む直近六十営業日の $IMCC$ の平均値

SES_{avg} は、算出基準日を含む直近六十営業日の SES の平均値

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式による一般的規定及び構造

〔総務省規則。〕

(標準的方式)

第一回八十條 標準的方式によるマーケット・リスク相当額の

は、次に掲げるマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

一 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額

二 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

三 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額

第二款 標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目 リスク感応度方式による算出方法

(リスク感応度方式における用語)

第二百八十三条の二 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク・クラス 次に掲げる七つの各リスク・クラスをいう。
- イ 一般金利リスク
- ロ 信用スプレッド・リスク（非証券化商品に係るものに限る。）
- ハ 信用スプレッド・リスク（証券化商品のうち非コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ（以下この節において「証券化商品（非 CTP）」という。）に係るものに限る。）
- ニ 信用スプレッド・リスク（証券化商品のうちコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ（以下この節において「証券化商品（CTP）」という。）に係るものに限る。）

ヘ コモディティ・リスク

ト 外国為替リスク

二 コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ 次

に掲げる商品をいう。

イ 次に掲げる要件の全てを満たす証券化商品のポジショ

ン

(1) コリレーション・トレーディング（証券化商品のトランシェの受取額に対して比例した持分を提供しない証券化商品のエクスポージャーに係る派生商品取引を除く。）であること。

(2) 六十七条から第七十条の二までに規定するエクスポージャーに係る原資産を参照していないこと。

(3) 証券化目的導管体に対する債権を参照していないこと。

ロ イに掲げるポジションをヘッジする証券化商品に該当しないもの（以下この節において「非証券化商品」という。）

（リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額）

第二百八十二条 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とは、デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

（リスク感応度方式の対象商品）

第二百八十二条 デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチ

ヤー・リスクの対象となる商品は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 デルタ・リスク 標準的方式を用いる全てのトレーディング・デスクが保有する商品（証券化商品（非 CTP）を除く。）

二 ベガ・リスク 次に掲げる商品

イ オプション性を有する商品

ロ 繰上返済のオプションが組み込まれている商品

三 カーベチャード・リスク 前号イ及びロに掲げる商品た
だし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、同号イ
及びロ以外の商品のうち標準的方式を用いる全てのトレー
ディング・デスクで保有する商品をカーベチャード・リスク
の対象とすることができる。

イ 第一号に定めるデルタ・リスクの対象となる商品のう
ちオプション性を有さないものであること。

ロ カーベチャード・リスクの対象商品は継続して適用する
こと。

（デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リ
スク相当額）

第二百八十二条の二 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対す
るマーケット・リスク相当額の算出は、次項から第七項まで
に定めるところによる。

2 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各リスク・ファ
クターの感応度（ ξ ）は第三目の規定に基づき自己の計算によ
り算出し、同一のリスク・ファクターに関する感応度はネッ

トライアングルの計算。

- 3 各リスク・ファクター (k) に対するリスク加重後の感応度

(WS_k) は、次の算式により算出するものとする。

$$WS_k = RW_k \cdot S_k$$

WS_k は、各リスク・ファクターに対するリスク加重後の感応度

RW_k は、リスク・ファクター k に適用されるリスク・ウェイト

- 4 各ベケシテに対するマーケット・リスク相当額 (K_b) は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \sqrt{\max \left(0, \sum_k WS_k^2 + \sum_k \sum_{k \neq l} \rho_{kl} WS_k WS_l \right)}$$

K_b は、各バケットに対するマーケット・リスク相当額

ρ_{kl} は、リスク・ファクター k と l との間の相関係数

- 5 各リスク・クラスにおけるマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク／ベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_b \sum_{c \neq b} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k WS_k$$

$$S_c = \sum_k WS_k$$

γ_{bc} は、リスク・クラス b と c の間の相関係数

S_b は、リスク加重の感応度 K_b のリスク・クラス b の合計額 S_c は、リスク加重の感応度 K_c のリスク・クラス c の合計額

6 前項の算式における平方根の計算において実数解が得られない場合は、 S_b 及び S_c を次の算式により算出し、当該 S_b 及び S_c を用いて同項の算式により各リスク・クラスにおける「デルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

$$S_b = \max \left[\min \left(\sum_k w_{S_k, K_b} \right), -K_b \right]$$

$$S_c = \max \left[\min \left(\sum_k w_{S_k, K_c} \right), -K_c \right]$$

7 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前二項の規定により算出した各リスク・クラスのマーケット・リスク相当額を合算した額とする。

(カーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百八十二条の三 カーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出は、次項から第七項までに定めるところによる。

2 カーベチャード・リスクを有するリスク・ファクターにおいて、リスク・ウェイトを上方及び下方に平行移動した場合の感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）は、次の算式により算出するものとする。

$$CVR_k^+ = - \sum_i \left\{ V_i(x_k^{(Curvature)^+}) - V_i(x_k) - RW_k^{(Curvature)} \times s_{ik} \right\}$$

$$CVR_k^- = - \sum_i \left\{ V_i(x_k^{(Curvature)^-}) - V_i(x_k) + RW_k^{(Curvature)} \times s_{ik} \right\}$$

CVR_k^+ は、リスク・ファクター k がリスク・ウェイト (RW_k) の幅で上方に平行移動した場合における感応度 (デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。)

CVR_k^- は、リスク・ファクター k がリスク・ウェイト (RW_k) の幅で下方に平行移動した場合における感応度 (デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。)

i は、リスク・ファクター k に関するカーベチャード・リスクを有する商品

x_k は、リスク・ファクター k の現在の水準

$V_i(x_k)$ は、リスク・ファクター k における商品*i*の時価

$V_i(x_k^{RW(Curvature)^+})$ は、リスク・ファクター k が $RW_k^{(Curvature)}$ の幅で上方に移動した場合の商品*i*の時価

$V_i(x_k^{RW(Curvature)^-})$ は、リスク・ファクター k が $RW_k^{(Curvature)}$ の幅で下方に移動した場合の商品*i*の時価

下方に移動した場合の商品*i*の時価

$RW_k^{(Curvature)}$ は、商品*i*のリスク・ファクター k に適用されるリスク・ウェイト

s_{ik} は、商品*i*のリスク・ファクター k のデルタ・リスクの感応度³³ 前項の感応度の算出と並んで、次の名前で掲げた場合の区分に従い、当該名前に対応する手法を用いるものとする。

³³ 一般金利リスクの場合 ある期間内の金利のリスクヘッジ

ー・イールド・カーブを全てのテナー（満期までの期間をいう。以下この章において同じ。）について上方及び下方に平行移動したものに、それぞれリスク・ウェイトを乗じることにより算出する。

二 商品価格が複数のリスク・ファクターにより決定される場合 各リスク・ファクターに対し個別に算出する。
 前項のリスク・ファクター k のデルタ・リスクの感応度 (s_{ik})⁴は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 外国為替リスク及び株式リスク 商品*i*のデルタ・リスクの感応度

二 一般金利リスク、信用スプレッド・リスク及びコモディティ・リスク リスク・ファクター*k*に関して、商品*i*の関連するイールド・カーブの全てのテナーに対するデルタ・リスクの感応度の合計

各バケットにおけるマーケット・リスク相当額 (K_b)⁵は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \max(K_b^+, K_b^-)$$

$$\begin{cases} K_b^+ = \sqrt{\max\left(0, \sum_k \max(CVR_k^+, 0)^2 + \sum_{l \neq k} \sum_l \rho_{kl} CVR_k^+ CVR_l^+ \Psi(CVR_k^+, CVR_l^+)\right)} \\ K_b^- = \sqrt{\max\left(0, \sum_k \max(CVR_k^-, 0)^2 + \sum_{l \neq k} \sum_l \rho_{kl} CVR_k^- CVR_l^- \Psi(CVR_k^-, CVR_l^-)\right)} \end{cases}$$

ρ_{kl} は、リスク・ファクター間の相関係数であり、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値
 $\Psi(CVR_k, CVR_l)$ は、 CVR_k 及び CVR_l がいずれも負の場合には零、それ以外の場合には一

各リスク・クラスのカーベチャード・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるカーベチャード・リスクに対する
各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\max \left(0, \sum_b K_b^2 + \sum_{c \neq b} \gamma_{bc} S_b S_c \Psi(S_b, S_c) \right)}$$

γ_{bc} は、デルタ・リスクの相關関数を二乗した値

$$S_b = \begin{cases} \sum_k CVR_k^+, & \text{上方に平行移動した場合} \\ \sum_k CVR_k^-, & \text{下方に平行移動した場合} \end{cases}$$

$\Psi(S_b, S_c)$ は、 S_b 及び S_c のいずれも負の場合には零、それ以外の場合には一

7 カーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項の規定により算出した各リスク・クラスのカーベチャード・リスクに係るマーケット・リスク相当額を合算した額とする。

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百八十二条の四 第二百八十二条の二第四項及び第五項並

びに前条第五項及び第六項の算式においては、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める方法により設定された相関係数を用いるものとする。

一 中間相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) に調整を加え

ずに用いる方法

- 二 高相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) を、それぞれ一・二五を乗じて得た相関係数（一を超える場合は一とする。）に置き換える方法

三 低相関のシナリオ 第四目又は第五日の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) を、それぞれ $\max(2 \times \rho_{kl} - 100\%; 75\% \times \rho_{kl})$ 及び $\max(2 \times \gamma_{bc} - 100\%; 75\% \times \gamma_{bc})$ を乗じて得た相関係数に置き換える方法

2 前項各号に定める方法により設定された相関係数を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額のうち最も大きい額を、当該トレーディング・デスクのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 前項の規定により算出されたトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を合算して得た額を、リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

第二目 リスク感応度方式に係るリスク・ファクター

(デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャード・リスクに対するリスク・ファクター)
第二百八十三条 一般金利リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次のイからハまでに掲げるカーブの区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 各通貨において、マーケット・リスク相当額の計測対象となる信用リスクが最も低いマネー・マーケット商品又はポジションを時価評価するために用いるマーケット・インプライド・sworth・カーブに基づくカーブを一以上設定すること。

(2) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブのテナーは、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年及び三十年を用いること。

(3) 中央政府の発行する債券の市場データを用いて作成されたカーブによりリスクフリー・イールド・カーブに代替しようとするときは、マーケット・インプライド・sworth・カーブに関するデータが不十分な場合に限ること。この場合において、同一通貨の域内に複数国の中中央政府が発行する債券があるときは、当該域内のリスクを代表する適切な中央政府を選ぶこと。

(4) 一般金利リスクについて債券から決定される感応度にスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベーシス・リスクを捕捉すること。

(5) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブの構築に

当たつては、次の(i)から(iii)までに掲げるカーブの組合せの場合は、当該組合せにおけるカーブを異なるカーブとして設定すること。

(i) 翌日物金利スワップ（OIS）・カーブ及び銀行間取引（BOR）スワップ・カーブ

(ii) テナーが異なる複数の銀行間取引（BOR）カーブ
(iii) オンショア市場及びオフショア市場のカーブ

各通貨の市場におけるインフレ率のフラット・カーブ

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イールド・カーブの期間構造を認識しないこと。

(1) インフレ型商品（キャッシュ・フローがインフレーションの指標に関連する商品をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。）のインプライド・クーポン（インフレ型商品の市場で観測された価格から逆算された当該商品の予想される利率をいう。）からインフレ率に対する感応度を算出し、各通貨のインフレ・リスク（物価の変動により保有商品の価格が下落するリスクをいう。以下この項において同じ。）を合算すること。

(2) インフレ率のリスク・ファクターは、インフレ型商品にのみ含まれることとし、インフレ・リスク以外の一般金利リスクのリスク・ファクターは、インフレ・リスクの対象とする商品に含まれること。

(3) インフレ率のリスク・ファクターは、インフレ型商品にのみ含まれることとし、インフレ・リスク以外の一般金利リスクのリスク・ファクターは、インフレ・

(4) インフレ・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てること

ハ 各通貨（基軸通貨（銀行が設定する一の通貨であつて

、アメリカ合衆国通貨(USD)又は欧洲経済通貨統合参加国通貨(EUR)をいう。以下このハにおいて同じ。)を除く。)のクロスカレンシー・ベーシスのフラット・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) イールド・カーブの期間構造を認識しないこと。

(2) クロスカレンシー・ベーシスは、基軸通貨に対するベーシスとすること。

(3) 基軸通貨に関連しないクロスカレンシー・ベーシスは、基軸通貨に対するクロスカレンシー・ベーシスを組み合わせて設定すること。

(4) 同一商品の一般金利リスクに対する感応度に加えて、クロスカレンシー・ベーシス・リスクを含むこと。
この場合において、クロスカレンシー・ベーシス・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てるのこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 各通貨において、一般金利リスクに対して感応度を有する原資産を参照するオプションのインプライド・ボラティリティをリスク・ファクターとして設定すること。

ロ オプションの満期については、オプションのインプライド・ボラティリティを一以上のテナー(〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。)のいずれかに関連付けること。

ハ オプションの行使期間満了日時点におけるオプションの原資産の残存満期については、オプションのインプライ

イド・ボラティリティを満期までの一以上の残存満期の
テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）
のいずれかに関連付けること。

三 カーベチャード・リスク 次に掲げる要件の全てを満たす ように設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブを平行移動
することにより算出すること。

ロ インフレ・リスク及びクロスカレンシー・ベーシス・
リスクについては、カーベチャード・リスクの計測の対象
外とすること。

2 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクに対するリス
ク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、
当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように
設定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連す
る発行体の信用スプレッド・カーブの特性に応じて定め
るものであること。

ロ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。
）に応じて定めるものであること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設
定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連す
る発行体の銘柄を原資産として参照するオプションのイ
ンプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラテ

イリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャード・リスク 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の信用スプレッド・カーブに設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 当該証券化商品（非 CTP）の原資産のスプレッドではなく、保有するトランシェのスプレッドであること。

ロ トランシェの信用スプレッド・カーブの特性に基づくこと。

ハ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品（非 CTP）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャード・リスク 保有するトランシェの信用スプレッド・カーブに設定されたテナーの全てを平行移動する

ことにより算出すること。

4

証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

二 ベガ・リスク

次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品の原資産の銘柄又は特定順位参照型商品に対するものであること。

ロ 保有する原資産の信用スプレッド・カーブの特性に応じて定めるものであること。

ハ テナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品（CTP）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャード・リスク 保有するトランシエの信用スプレッド・カーブに設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

株式リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

5

一 デルタ・リスク 株式等の現物価格及び株式等レポ・レ

ート（配当利回りを含む。以下この款において同じ。）を勘案すること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 株式等の現物価格を原資産として参考するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

ハ 株式等レポ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含まれないこと。

三 カーベチャード・リスク 株式等の現物価格について設定すること。この場合において、株式等レポ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含まれないこと。

6
ガ・リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク コモディティの現物価格とし、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすこと。ただし、先物価格での取引が現物価格での取引よりも頻繁に行われるコモディティについては、関連するリスク・ファクターに先物価格を用いることができる。

イ コモディティの取引条件に含まれる受渡場所を勘案して定めること。

ロ 満期までの残存期間（零年、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年又は三十年

とする。)に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ コモディティの現物価格を原資産として参考するオプションのインプライド・ボラティリティとすること。

ロ 原資産の満期又は受渡場所に応じてコモディティの現物価格を区別することは求めないものとすること。

ハ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期(○・五年、一年、三年、五年又は十年とする。)に関連付けること。

三 カーベチャード・リスク 各コモディティの現物価格に設定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

7 外国為替リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。この場合において、同一為替レートのオンショア又はオフショアを異なる為替レートとして区分することは、要しないものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートを用いて設定すること。ただし、報告通貨ではない通貨間の為替レートを参照する取引の場合には、為替のデルタ・リスク・ファクターは、報告通貨と報告通貨以外の通貨との間の全ての為替レートを用いて設定すること。

ロ 基準通貨方式(金融庁長官に届け出て、報告通貨の代

わりに報告通貨以外の通貨（以下この款において「基準通貨」という。）を用いる方式をいう。以下この款において同じ。）を用いる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 基準通貨は、単一通貨であること。
- (2) 基準通貨に対する為替リスクを算出することにより、自己のポートフォリオの適切なリスクを表わすこと及び基準通貨と報告通貨との間の換算リスクの考慮を説明できること。
- (3) 基準通貨方式を用いる場合は、次に掲げる外国為替リスクも含めてマーケット・リスク相当額を算出すること。
 - (i) 基準通貨に対する外国為替リスク
 - (ii) 報告通貨及び基準通貨との間の外国為替リスク
 - (4) 基準通貨方式に基づく外国為替リスクは、基準通貨と報告通貨との間の外国為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。
- 二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。
- イ 為替レートを参考するオプションのインプライド・ボラティリティとすること。
- ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。
- 三 カーベチャード・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ように設定すること。

イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートを用いて特定すること。ただし、報告通貨以外の通貨間の為替レートを参考する取引の場合には、次に掲げる通貨間の全ての為替レートを用いて特定すること。

(1) 報告通貨

(2) 当該商品の通貨及び当該商品が参照する当該通貨以外の通貨

ロ 基準通貨方式に基づく外國為替リスクは、基準通貨と報告通貨との間の外國為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。

第三目 リスク感応度方式に係る感応度

(感応度)

第二百八十三条の二 銀行は、各リスク・クラスに対する感応度について、報告通貨により表示するものとする。

2 感応度の算出は、独立したリスク管理部署がマーケット・リスク相当額又は実損益を取締役等に報告するために使用する商品価格又は時価評価モデルに基づくものとする。

(デルタ・リスクの感応度)

第二百八十三条の三 デルタ・リスクの感応度は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

1 一般金利リバク 次の算式より求めます。

$$s_{k,r_t} = \frac{V_i(r_t + 0.0001, c_s_t) - V_i(r_t, c_s_t)}{0.0001}$$

s_{k,r_t} は、一般金利リスクのデルタ・リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート

c_s_t は、期間 t における信用スプレッド
 $V_i(r_t, c_s_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを変数とする関数であり、商品*i*の市場価値を表すもの
1 株証券化商品、証券化商品（非 CTP）及び証券化商品（CTP）に係る恒定ペイオフ・リバク 次の算式より求めます。

$$s_{k,c_s_t} = \frac{V_i(r_t, c_s_t + 0.0001) - V_i(r_t, c_s_t)}{0.0001}$$

s_{k,c_s_t} は、非証券化商品、証券化商品（非 CTP）及び証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート

c_s_t は、期間 t における信用スプレッド

$V_i(r_t, c_s_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを変数とする関数であり、商品*i*の市場価値を表すもの
11 株式等の現物恒格に係る株式リバク 次の算式より求めます。

$$s_k = \frac{V_i(1.01EQ_k) - V_i(EQ_k)}{0.01}$$

s_k は、株式等のデルタ・リスクの感応度

k は、所与の株式等の商品

EQ_k は、株式等 k の現物価格

$V_i(EQ_k)$ は、株式等 k の現物価格を変数とする関数であり、商品*i*の市場価値を表すもの

図 複数個のポートフォリオの構成による
相関性の度合い

$$s_k = \frac{V_i(RTS_k + 0.0001) - V_i(RTS_k)}{0.0001}$$

s_k は、株式等レポ・レートのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の株式等の商品

RTS_k は、株式等 k のレポ・レート

$V_i(RTS_k)$ は、株式等 k のレポ・レートを変数とする関数であり、商品*i*の市場価値を表すもの

図 ポートフォリオの構成による相関性の度合い

$$s_k = \frac{V_i(1.01CTY_k) - V_i(CTY_k)}{0.01}$$

s_k は、コモディティのデルタ・リスクの感応度

k は、所与のコモディティ

CTY_k は、コモディティ k の現物価格

$V_i(CTY_k)$ は、コモディティ k の現物価格を変数とする関数であり、商品*i*の市場価値を表すもの

図 各国通貨ペッグとの相関性の度合い

$$s_k = \frac{V_i(1.01FX_k) - V_i(FX_k)}{0.01}$$

s_k は、外国為替リスクのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の通貨（報告通貨以外のもの）

FX_k は、所与の通貨に対する銀行の報告通貨又は基準通貨との間の為替レート

$V_i(FX_k)$ は、通貨 k の直物為替レートを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

（ベガ・リスクの感応度）

第一回八十三条の因 ベガ・リスクの感応度は、次の各項に定められるものによる算出するものとする。

一 次の算式によるものとする。

$$S_k = \frac{V_i(\sigma_i + \Delta\sigma_i) - V_i(\sigma_i)}{\Delta\sigma_i} \times \sigma_i \quad (= vega \times \sigma_i)$$

S_k は、オプション・リスクのベガ・リスクの感応度

σ_i は、オプション性を含む商品 i のインプライド・ボラティリティ

$\sigma_i + \Delta\sigma_i$ は、商品 i のインプライド・ボラティリティを微小な変化幅 ($\Delta\sigma_i$) で変化させた値

$V_i(\sigma_i)$ は、商品 i のインプライド・ボラティリティを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

11 オプション性を有する商品のうち、次の又は口に掲げる商品に該当するものは、前該又は口に定める方法を用いることとする。

イ 満期のないオプション 所定の最長の満期テナーを適用する。この場合において、最長の満期テナーを適用するより最早より捕捉できないリスクについては、第二回九十一条に定める残余リスク・アドオンの対象とする

こと。

- 口 権利行使価格及びバリアのないオプション性商品並びに複数の権利行使価格又はバリアを有するオプション性商品 内部管理で用いるオプション時価評価と同様に権利行使価格及び満期を認識すること。

三 インプライド・ボラティリティについては、次のいずれかを用いること。

- イ ステイツキー・ストライク（原資産価格の変化に伴つてボラティリティ曲面の位置又は形状が変化しないことをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティ

ロ スティツキー・デルタ（原資産価格の変化と同じ方向及び量だけボラティリティ曲面の位置が変化することをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティであつて、デルタ・リスクの感応度の水準に対して変化しないもの

四

ベガ・リスクの感応度の算出に用いる時価評価モデルの分布は、次のイ又はロに掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該イ又はロに定めるものを用いること。

イ 一般金利リスク及び信用スプレッド・リスク 対数正規分布又は正規分布

ロ 株式リスク、コモディティ・リスク及び外国為替リスク

ク 対数正規分布

CVAリスクの影響を考慮しないこと。

2

五 前項の規定にかかわらず、銀行は、内部リスク管理のために必要と認めるときは、独自の手法を用いてベガ・リスクの

感応度を算出することができる。この場合において、独自の手法を用いる銀行は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。

(複数の原資産を有する商品に対するデルタ・リスク及びカーベチャード・リスクの取扱い)

第二百八十四条 銀行は、複数の原資産を有する商品に係るデルタ・リスク及びカーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、ルックスルー・アプローチ（資産を直接保有しているとみなして、構成資産を把握することによりマーケット・リスク相当額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるものとする。

2 ルックスルー・アプローチの使用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 証券化商品（CTP）のインデックス商品については、当該商品を単一のリスク・ファクターとし、発行体レベルでの感応度の相殺は行わないこと。

二 インデックス商品ごとに一貫した手法を用いること。

3 ルックスルー・アプローチを用いて証券化商品（CTP）以外のインデックス商品及び複数の原資産を有するオプションのマーケット・リスク相当額を算出する場合は、インデックス商品又はオプションの構成銘柄のリスク・ファクターに対する感応度と单一銘柄に対する感応度とを相殺することができるのである。

4 第一項の規定にかかわらず、上場されている株式インデックス又はクレジット・インデックスを参照している商品につ

いて、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、次項に定める方法によりマーケット・リスク相当額を算出することができる。

一 構成資産を把握することができること。

二 インデックスが二十以上の銘柄で構成されていること。

三 一の構成銘柄の時価総額がインデックス全体の時価総額に占める割合が二十五パーセント未満であること。

四 インデックスの時価総額の上位十パーセントの構成銘柄の時価総額がインデックス全体の時価総額に占める割合が六十パーセント未満であること。

五 インデックスの構成銘柄の時価総額が四百億合衆国ドル以上であること。

六 デルタ・リスク及びカーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たって、前項の規定によりルックスルーパローチを用いない場合は、次に定めるところによりマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 市場で一般的に取引されるインデックスの指標ごとに单一の感応度を用いること。

二 インデックス商品に対する感応度は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類すること。

イ インデックス商品を構成する銘柄のうち七十五パーセントを超える構成銘柄が特定のセクター・バケット（第二百八十五条の三第一項の表中バケット番号1から16までの区分及び第二百八十六条第一項の表中バケット番号1から11までの区分のいずれかに該当するバケット

をいう。以下このイ及び第二百八十四条の三第二号イにおいて同じ。)に分類される場合 特定のセクター・バケット

ロ イに掲げる場合以外の場合 第二百八十五条の三第一項の表中バケット番号¹⁷又は¹⁸及び第二百八十六条第一項の表中バケット番号¹²又は¹³のバケット

(ファンドへの出資の取扱い)

第二百八十四条の二 構成銘柄についてルックスルーができるファンド(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)への出資については、ルックスルー・アプローチを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たすファンド
二 インデックス・ベンチマークをトラッキングしているファンド(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)
イ フィー及びコミッションを除いたファンドのトラッキングの差異(ファンドとそのトラッキング対象のインデックス・ベンチマークとの間の直近十二月間における年率リターンの差異をいう。)の絶対値が、一ペーセント・ポイント未満であること。

ロ イのファンドのトラッキングの差異について、一年に一回以上の頻度で検証が行われていること。

2 構成銘柄についてルックスルーができるファンドであつて、日々の相場価格及び運用基準に関する情報を入手できるものへの出資については、次に掲げる方法のいずれかを用いてマーケット・リスク相当額を算出することができる。この

場合において、第一号に掲げる方法は、ファンンドが前項第二号に掲げるものであるときに限り用いることができる。

一 当該ファンンドがトラッキングしているインデックスを保有しているものとみなして、前条第五項第二号の規定に基づき当該ファンンドの感応度をバケットに分類する方法

二 あらかじめ金融庁長官に届け出て、ファンンドの構成商品を、段階的に投資する仮想ポートフォリオ（当該ファンンドの運用基準において許容される最大限（リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額が最大となる状態をいう。）まで投資することを想定した後に、マーケット・リスク相当額が低くなる資産に段階的に投資することを想定したポートフォリオをいう。）とみなす方法 この場合において、当該仮想ポートフォリオのマーケット・リスク相当額は、単独で、かつ、次のイ又はロに掲げるリスク相当額の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により算出するものとする。

イ 派生商品取引の信用リスク・アセツトの額 標準的手法採用行にあっては第七十六条の五第七項に定める方法、内部格付手法採用行にあっては第一百六十七条第八項に定める方法

ロ CVAリスク相当額 取引相手方との派生商品取引の信用リスク・アセツトの額に十二パーセントを乗じて得た額に第四十八条から第七十六条の四の二までに定めるリスク・ウェイトを乗じる方法

三 第二百八十六条第二項の表中のバケット番号 11に分類される無格付の株式に対するエクスボージャーとしてマー

ケット・リスク相当額を算出する方法

ファンドへのエクイティ出資が第十一条の三第二項第五号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

- 一 ネット・ロングポジション 標準的手法採用行にあっては第七十六条の五第七項に定める方法、内部格付手法採用行にあっては第一百六十七条规定第八項に定める方法
- 二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除する方法

(複数の原資産を有する商品のベガ・リスクの取扱い)

第二百八十四条の三 複数の原資産を有する商品のベガ・リスクは、次の各号に掲げる感応度に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

- 一 複数の原資産を有するオプションの感応度 ルックスルーセズ、当該複数の原資産を有するオプションのインプレイド・ボラティリティに基づき算出する方法
- 二 インデックス商品の感応度 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類する方法
- イ インデックス商品を構成する銘柄のうち、特定のセクター・バケットに分類される銘柄の価値が七十五パーセ

ントを超える場合 特定のセクター・バケット
ロ イに掲げる場合以外の場合 インデックス商品用のバ
ケット

第四目 リスク感応度方式に係るデルタ・リスク
のバケット、リスク・ウェイト及び相関

（デルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）
第二百八十五条 デルタ・リスクに対するマーケット・リスク
相当額を算出する場合において、各リスク・クラスのバケッ
ト、リスク・ウェイト及び相関係数については、次条から第
二百八十六条の三までに定めるところによる。

2 リスク・ウェイト及び相関係数は、各リスク・クラスに係
る流動性ホライズンを勘案するものとする。

（一般金利リスクに係るデルタ・リスクのバケット、リス
ク・ウェイト及び相関）

第二百八十五条の二 一般金利リスクのデルタ・リスクについ
て、同一通貨のリスクフリー・イールド・カーブに含まれる
全てのリスク・ファクターは、同一のバケットに分類するも
のとする。

2 リスクフリー・イールド・カーブにおけるリスク加重後の
感応度（リスク・ウェイトを乗じた後の感応度をいう。以下
この節において同じ。）の計算に用いる各テナーのリスク・
ウェイトは、次の表の上欄に掲げるテナーの区分に応じ、同
表の下欄に定める値とする。

テナー	リスク・ウェイト (パーセント)
○・二五年	一・七
○・五年	一・六
一年	一・三
二年	一・二
三年	一・一
五年	一・一
十年	一・一
十五年	一・一
二十年	一・一
三十年	一・一
3 インフレ率のフラット・カーブ及びクロスカレンシー・ベーシスのフラット・カーブにおけるリスク加重後の感応度の計算に用いるリスク・ウェイトは、一・六パーセントとする。	
4 特定通貨のカーブについては、前二項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除した値をリスク・ウェイトとすることができる。	
5 一般金利リスクのデルタ・リスクにおける同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数(ρ_{xy})を用いるものとする。	
一 同一テナーかつ異なるカーブの合算の場合 九十九・九 パーセント	
二 異なるテナーかつ同一のカーブの合算の場合 カーブが	

分類されたテナーの年限に基づき、次の表に掲げる値

〔表 別紙一〕

三 異なるテナー及び異なるカーブを合算する場合 WS_k と

WS_l とが関連付けられたテナーの年限に基づき前号の表に定める相関係数に九十九・九パーセントを乗じて得た値

四 インフレ率のフラット・カーブのリスク加重後の感応度に対し、リスクフリー・イールド・カーブの各テナーのリスク加重後の感応度を合算する場合 四十パーセント

五 クロスカレンシー・ベーシスのフラット・カーブのリスク加重後の感応度に対し、次に掲げるカーブのリスク加重後の感応度を合算する場合 零パーセント

イ リスクフリー・イールド・カーブの各テナーの感応度

ロ インフレ率のフラット・カーブの感応度

ハ 当該クロスカレンシー・ベーシスのフラット・カーブ以外のクロスカレンシー・ベーシスのフラット・カーブの感応度

6

前項の規定にかかわらず、同一通貨内のオンシヨアカーブに関連するクロスカレンシーのフラット・カーブのリスク加重後の感応度とオフショアカーブに関連するクロスカレンシーのフラット・カーブのリスク加重後の感応度とを合算する場合には、リスク加重後の感応度を単純合計することができます。

7

一般金利リスクのデルタ・リスクにおける異なるバケット間のリスク加重後の感応度を合算する際に用いる相関係数 (γ_{bc}) は、五十パーセントとする。

(非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百八十五条の三 非証券化商品に係る信用スプレッド・リ

スクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。

一次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクターの区分に応じ、十八のバケットに分類すること。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	バケット番号	信用度
投資適格 (IG)										セクター	
無格付 (NR) 及び高利回り (HY)	ソブリン (中央銀行及び国際開発銀行を含む。)	カバード・ボンド	技術及び通信	ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業	消費財、運輸及び倉庫並びに管理・サービス業	素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業	金融 (政府支援金融会社を含む。)	地方自治体、政府支援法人 (非金融)、教育機関及び行政機関	ソブリン (中央銀行及び国際開発銀行を含む。)	セクター	
融)、教育機関及び行政機関	地方自治体、政府支援法人 (非金融)、教育機関及び行政機関										

口 各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、
バケツ番号 16 に分類すること。

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

2
非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナード（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のリスク・ウェイトは、同一とする。

3 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kj}) は、バケット番号 1 から 18 まで (バケット番号 16 を除く。) のいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

前項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、バケット番

前項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、バケツト番

号1から15までのいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

-
- 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント
- 二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント
- 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント
- 5 第三項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$, $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、バケット番号17又は18に該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

1 | $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パー
セント

ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント

三 | $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該
イ又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百
パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

6 第二百八十二条の二第四項の規定にかかるわらず、非証券化
商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについ
て、バケット番号16に該当するセクター内でリスク加重後の
感応度を合算する場合には、次の算式により算出するものと
する。

$$K_{b(bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

7 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リ

スクに用いるバケット間の相関関数(γ_{bc})は、次の算式により
算出するものとする。

$$\gamma_{bc} = \gamma_{bc}^{(rating)} \cdot \gamma_{bc}^{(sector)}$$

8 前項の算式中 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 及び $\gamma_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる
相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ 又はロに定めるもの
イ 合算するバケットの双方がバケット番号1から
15ま

でのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する

信用度が異なる場合 五十パーセント

口 イに掲げる場合以外の場合 百パーセント

一一 $\gamma_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該
イ又は口に定めるもの

イ 合算するバケットの双方が同一のセクターに該当する
場合 百パーセント

口 イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケット番号の
組合せに応じて定める相関係数

〔表 別紙二〕

(証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスクのデルタ
・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百八十五条の四 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド
・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは
、次に定めるところにより分類するものとする。
一 次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクター
の区分に応じ、十六のバケットに分類すること。

4	3	2	1	バケット番号	信用度
投資適格 (IG)	ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）	セクター			
素材、エネルギー、工業、農業、製 金融（政府支援金融会社を含む。） 融）、教育機関及び行政機関	地方自治体、政府支援法人（非金				

二 前号のセクターの分類に当たつては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件を満たすこ

イ
各発行体をいずれか一のバケット番号に分類すること。
各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、

バケツト番号16に分類すること。
証券化商品(CTP)に係る信用スプ

証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号(前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。)に応じ、同表の下欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナー(〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。)のリスク・ウェイトは同一とする。

バケツト番号																リスク・ウェイト (パーセント)			
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	四・○	四・○	四・○	
十三・○	十二・○	十二・○	十二・○	十二・○	十六・○	十三・○	十三・○	六・○	二・○	三・○	四・○	五・○	八・○	四・○	四・○	四・○	四・○		

(注) バケット番号 8 に分類された発行体が第六十三条の二第六項の各号の要件を満たしており、かつ、信用リスク区分が 3 の 2—1 である場合は、リスク・ウェイトを一・五パーセントとすることができます。

証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(name)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

前項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
- イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント
- 二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
- イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント
- 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
- イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百パーセント
- ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関関数 (γ_{bc}) は、次の算式により算出するものとする。

$$\gamma_{bc} = \gamma_{bc}^{(rating)} \cdot \gamma_{bc}^{(sector)}$$

前項の算式中 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 及び $\gamma_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 15 までのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する

信用度が異なる場合 五十パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 百パーセント

二 $\gamma_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方が同一のバケット番号に該当する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 前条第八項第二号ロの表のバケット番号の組合せに応じて定める相関係数

(証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百八十五条の五 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。

一次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクターの区分に応じ、二十五のバケットに分類すること。

バケツ ト番号	信用度	セクター
1	シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—プライム
2	シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—ハイ・プライム
3	シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—サブ・プライム
4	シニア 投資 適格 (IG)	CMBSS
5	シニア 投資 適格 (IG)	資産担保証券 (ABS) — 学生ローン
6	シニア 投資 適格 (IG)	ABS—クレジットカード
7	シニア 投資 適格 (IG)	ABS—自動車
8	シニア 投資 適格 (IG)	ローン担保証券 (CLO) — 非 CTP
9	非シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—プライム
10	非シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—ハイ・プライム
11	非シニア 投資 適格 (IG)	RMBS—サブ・プライム
12	非シニア 投資 適格 (IG)	商業用不動産担保証券 (CMBSS)
13	非シニア 投資 適格 (IG)	ABS—学生ローン
14	非シニア 投資 適格 (IG)	ABS—クレジットカード
15	非シニア 投資 適格 (IG)	ABS—自動車
16	非シニア 投資 適格 (IG)	CLO—非 CTP
17	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	RMBS—プライム
18	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	RMBS—ハイ・プライム
19	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	RMBS—サブ・プライム
20	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	CMBSS
21	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	ABS—学生ローン
22	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	ABS—クレジットカード
23	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	ABS—自動車
24	高利回り (HY) 及び 無格付 (NR)	CLO—非 CTP

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
三 • 五	一 • 四 五	二 • 一	二 • 一	一 • 四	三 • 五	三 • 五	一 • 六 二 五	一 • 五 七 五	一 • 七 五	一 • 五	一 • 五	一 • ○	二 • 五

3
証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、パケット番号 1 から 24 までのいずれかに該当する場合は、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(tranche)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(tranche)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

ノアに口に定めるもの

イ 感応度 α と感応度 β の銘柄が同一であり、かつ、同一の証券化商品のトランシェとみなされる場合 百パーセント

口 イに掲げる場合以外の場合 四十パーセント

二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又は口に定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パー
セント

口 イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又は口に定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百
パーセント

口 イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

5 第二百八十二条の二第四項の規定にかかるわらず、証券化商
品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスク
について、バケット番号 25 に該当するセクター内でリスク加
重後の感応度を合算する場合には、次の算式により算出する
ものとする。

$$K_{b(other\ bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

6 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデル
タ・リスクに用いるバケット（バケット番号 25 を除く。）間
の相関係数 (γ_{bc}) は、零パーセントとする。

7 証券化商品（非 CTP）のマーケット・リスク相当額は、第五
項の算式により算出したバケット番号 25 のリスク加重後の
感応度と、前項に規定する相関係数 (γ_{bc}) を用いて第二百八
十二条の二第五項の算式により算出したバケット番号 25 以
外のバケット番号のマーケット・リスク相当額の合算値を合

計して得た額とする。

(株式リスクのデルタ・リスクのバケツト、リスク・ウェイ
ト及び相関)

第二百八十六条 株式リスクのデルタ・リスクについて、リス
ク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものと
する。

一 次の表の第二欄に掲げる時価総額、同表の第三欄に掲げ
る市場及び同表の第四欄に掲げるセクターの区分に応じ、
十三のバケツトに分類するものとする。

7	6	5	4	3	2	1	バケツ ト番号	時 価 総額	経 済	セクター
大										
先進 市場			新興市場							
素材、エネルギー、農業、製造業	通信及び工業	並びに公益事業	金融（政府支援金融会社を含む。 ）、不動産関連業及びテクノロジ ー、消費財・サービス、運輸及び倉庫 、管理・サービス業、ヘルスケア	素材、エネルギー、農業、製造業 、鉱業及び採石業 、通信及び工業	消費財・サービス、運輸及び倉庫 、管理・サービス業、ヘルスケア 並びに公益事業					

、ユーロ圏、英國、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、
スイス、日本、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール及び香港特別行政区をいう。

四 第一号の分類に当たつては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に定めるところによる。

イ バケットのうちいずれか一つに分類（複数の地域及びセクターに該当する場合には、主要な地域及びセクターに応じた一つのバケットに分類）するものとする。

ロ 個別のセクターに分類できない場合は、バケット番号11に分類するものとする。

2 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の中欄又は下欄に定めるものとする。

9	8	7	6	5	4	3	2	1	バケット番号	株式の現物価格に係るリスク・ウェイト (パーセント)	株式のレポ・レートに係るリスク・ウェイト (パーセント)
六十	五十	四十	三十五	三十	五十五	四十五	六十	五十五	（パーセント）	（パーセント）	（パーセント）
○・七〇	○・五〇	○・四〇	○・三五	○・三〇	○・五五	○・四五	○・六〇	○・五五			

13	12	11	10	七十	○・五〇
二十五	十五	八 十	○・一五	○・七〇	○・一五

3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数(ρ_{xy})は、バケット番号1から13まで(バケット番号11を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント

イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レポ・レートに対するものであること。

ロ 感応度の双方が同一の株式等に関連しているものであること。

二 感応度の双方が株式等の現物価格又は株式等レポ・レートに対するものである場合 次のイからホまでに掲げるバケット番号の区分に応じ、当該イからホまでに定めるものとする。

イ バケット番号1から4まで (時価総額が大、かつ、新興市場) 十五パーセント

ロ バケット番号5から8まで (時価総額が大、かつ、先進市場) 二十五パーセント

ハ バケット番号9 (時価総額が小、かつ、新興市場)

七・五パーセント

二 バケット番号 10（時価総額が小、かつ、先進市場）

十二・五パーセント

ホ バケット番号 12 又は 13 八十パーセント

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レポ・レートに対するものであること。

ロ 感応度の双方がそれぞれ異なる株式等に関連しているものであること。

4 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バケット番号 11 に該当する場合には次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \sum_k |WS_k|$$

5 株式リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるバケット番号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 10 までのいずれかに該当する場合 十五パーセント
- 二 合算するバケットの一方がバケット番号 11 に該当する場合 零パーセント
- 三 バケット番号 12 とバケット番号 13 との合算である場合 七十五パーセント
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 四十五パーセント

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケツト、リスク・ウェイト及び相関)

第二百八十六条の二 コモディティ・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次の表の中欄に掲げるコモディティのバケツト及び下欄に掲げる各コモディティのバケツトに割り当たられたコモディティの例に応じ、十一のバケツトに分類するものとする。

3	2	1	バケツト番号
うち、電力及びオフピーク等）	エネルギーのうち、液体可燃物	エネルギーのうち、固体可燃物	コモディティのバケツト
エネルギーのうち、電力（スポット、先日付、ピーク及びオフピーク等）	精製燃料（ジェット燃料、灯油、軽油、重油、ナフサ、暖房用石油及びディーゼル等）	原油（軽質スイート原油、重油、WTI及びブレント等） バイオ燃料（バイオエタノール及びバイオディーゼル等） 石油化学製品（プロパン、エタン、ガソリン、メタノール及びブタン等）	石炭、木炭、木質ペレット及び核燃料（ウラン等） 各コモディティのバケツトに割り当たられたコモディティの例（ただし、これらに限定されない。）

8	7	6	5	4		取引 び炭素 排出権
種子 穀物及び油糧	貴金属	ガス燃 料	属 金属・非貴金	貨物輸 送		炭素排出権取引（認証排出削減量、 EU排出枠（限月）、温室効果ガス地 域イニシアチブ（RGGI）における二 酸化炭素排出枠及びグリーン電力 証書等）
ミール等）、小豆、モロコシ、ココナ ト麦、パーム油、カローナ、大麦及 び菜種（菜種種子、菜種油及び菜種 トウモロコシ、小麦、大豆（大豆種 子、大豆油及び大豆ミール等）、オー ン、バナジウム、チタン及びタンタ ル等）希少金属（金属コバルト、マンガン 及ぼモリブデン等）天然ガス及び液化天 然ガス	金、銀、プラチナ及びパラジウム	及ぼモリブデン等）天然ガス	鉛、ニッケル、錫及び亜鉛等 鋼素材（鋼片、鋼線、鋼コイル、鋼 くず、鋼鉄筋、鉄鉱石、タンクステ ン、バナジウム、チタン及びタンタ ル等）	ベースメタル（アルミニウム、銅、 リキッドバルク及び天然ガス輸送 船（スエズマックス、アフラマック ス及び超大型タンカー等）	ドライバルク船（ケープサイズ、パ ナマックス、ハンドysize及びス ーパーマックス等）	炭素排出権取引（認証排出削減量、 EU排出枠（限月）、温室効果ガス地 域イニシアチブ（RGGI）における二 酸化炭素排出枠及びグリーン電力 証書等）

6	5	4	3	2	1	バケツト番号	2 コモディティ・リスク	畜産及び乳製品
四十五	四十	八十	六十	三十五	三十	リスク・ウエイト (パーセント)	2 ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケツト番号（前項の規定により分類したバケツト番号をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定めるものとする。	畜牛（生牛及び肥養素牛）、豚、家禽、仔羊、魚、エビ及び乳製品（牛乳、ホエー、卵、バター及びチーズ等）
							11 その他のコモディティ	ソフト・コモディティ及びその他の農作物
							10 11 その他のコモディティ	ココア、コーヒー（アラビカ及びロブスタ等）、茶・柑橘ジュース（オレンジジュースを含む。）、芋、砂糖、綿、羊毛、木材、パルプ及びゴム
							9 10 11 その他のコモディティ	畜牛（生牛及び肥養素牛）、豚、家禽、仔羊、魚、エビ及び乳製品（牛乳、ホエー、卵、バター及びチーズ等）

コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バケット番号 1 から 11 までのいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(cty)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(cty)}$, $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $\rho_{kl}^{(cty)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 α と感応度 β のコモディティが同一である場合
百パーセント

イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケツト番号の区分に応じ、同表の下欄に定めるもの

ト番号	バケツ	コモディティのバケツト	相関係数 $\rho_{kl}^{(cty)}$ (パーセント)
4 貨物輸送	3 権取引	2 エネルギーのうち、液体可燃物	1 エネルギーのうち、固体可燃物
八十	四十	九十五	五十五

5	6	5	金属・非貴金属	六十
7	6	ガス燃料		
8	7	貴金属		
9	8	穀物及び油糧種子		
10	9	畜産及び乳製品		
11	10	ソフト・コモディティ及びその他 の農産物		
		その他他のコモディティ		
			十五	四十五
			四十	五十五

二 $\rho_{ki}^{(tensor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 α と感応度 β のテナーが同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

三 $\rho_{ki}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 二つの感応度に係るコモディティの受渡場所が同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

5 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに係る同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算において、次に掲げるコモディティの合算に当たつては、合算する感応度のそれぞれを個別のコモディティとして認識するものとする。

一 同一の商品種類であり、かつ、受渡場所が異なるコモディティ間の合算

二 バケット番号3に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算

イ 電力供給時間帯又は金融市場で締結された電力契約時間帯が異なるコモディティ間の合算

ロ 別々の地域で発電された電力に係るコモディティ間の合算

合算

三 バケット番号 4 に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算

イ 運輸種別又は運用航路が異なるコモディティ間の合算

ロ 貨物の受渡週が異なるコモディティ間の合算

6 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合算するバケットの双方がバケット番号 1 から 10 までのいずれかに該当する場合 二十パーセント

二 合算するバケットの一方がバケット番号 11 に該当する場合 零パーセント

(外国為替リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百八十六条の三 外国為替リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、商品が表示されている外国通貨と報告通貨との間の為替レートごとに各バケットに分類するものとする。

2 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、全ての為替レートの感応度に対し十五パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨 (USD)、歐州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、本邦通貨、英國通貨 (GBP)

）、オーストラリア通貨（AUD）、カナダ通貨（CAD）、スイス通貨（CHF）、メキシコ通貨（MXN）、中華人民共和国通貨（CNY）、ニュージーランド通貨（NZD）、ロシア通貨（RUB）、中華人民共和国（香港特別行政区）通貨（HKD）、シンガポール通貨（SGD）、トルコ通貨（TRY）、大韓民国通貨（KRW）、スウェーデン通貨（SEK）、南アフリカ共和国通貨（ZAR）、インドネシア通貨（IDR）、ノルウェー通貨（NOK）及びブラジル通貨（BRL）のうちの一一つの間の為替レートの場合は、前項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除して得た値をリスク・ウェイトとすることができます。

4 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、六十パーセントとする。

第五目 リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関

（ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百八十七条 各リスク・クラスのベガ・リスクについて、リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケットに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。
二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百八

十五条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の四第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品(非CTP)に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百八十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。
2 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるリスク・クラスに応じ、同表の下欄に定めるものとする。

リスク・クラス	流動性ホラ イズン	リスク・ウェイト (パーセント)
---------	--------------	---------------------

一般金利リスク	六十	百
信用スプレッド・リスク .. 非証券化商品	百二十	百
信用スプレッド・リスク .. 証券化商品 (CTP)	百二十	百
信用スプレッド・リスク .. 証券化商品 (非 CTP)	百二十	百
株式（大型株及びインデックス）	二十一	七十七・七八
株式（小型株及びその他 のセクター）	六十	百
コモディティ	百二十	百
為替	四十	百

3 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 一般金利リスク 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl} = \min \left[\rho_{kl}^{(option \ maturity)}, \rho_{kl}^{(underlying \ maturity)}; 1 \right]$$

二 一般金利リスク以外のリスク・クラス 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl} = \min \left[\rho_{kl}^{(DELT A)}, \rho_{kl}^{(option \ maturity)}, 1 \right]$$

4 前項各号の算式中 $\rho_{kl}^{(option \ maturity)}$, $\rho_{kl}^{(underlying \ maturity)}$ 及び $\rho_{kl}^{(DELT A)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当

該名号に付るルールによる算出をもつておる。

1 $\rho_{kl}^{(option\ maturity)} = \exp(-\alpha \cdot \frac{|T_k - T_l|}{\min\{T_k, T_l\}})$

α は、一パーセント

T_k は、オプション商品 k のオプション権利行使日までの年数
 T_l は、オプション商品 l のオプション権利行使日までの年数
 $\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

1 $\rho_{kl}^{(underlying\ maturity)} = \exp(-\alpha \cdot \frac{|T_k^U - T_l^U|}{\min\{T_k^U, T_l^U\}})$

α は、一パーセント

T_k^U は、オプション商品 k の原資産となる金利派生商品の契約
期間の年数

T_l^U は、オプション商品 l の原資産となる金利派生商品の契約
期間の年数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

11 $\rho_{kl}^{(DELTA)} = \gamma_{k\Delta} \cdot \gamma_{l\Delta} \cdot \gamma_{k\Delta} \cdot \gamma_{l\Delta}$

$\gamma_{k\Delta}$ は、 k ・ Δ ・ k ・ Δ 間に適用
 $\gamma_{l\Delta}$ は、 l ・ Δ ・ l ・ Δ 間に適用
 $\gamma_{k\Delta}$ は、 k ・ Δ 間に適用
 $\gamma_{l\Delta}$ は、 l ・ Δ 間に適用

これらの相関係数を用いるものとする。

5 第二百八十二条の二第四項及び前二項の規定にかかるはず
、各リスク・クラスのベガ・リスクに係る同一バケット内の
リスク加重後の感応度の合算については、バケットが第二百
八十五条の三第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百八
十五条の四第一項第一号の表中バケット番号 16、第二百八
五条の五第一項第一号の表中バケット番号 25 又は第二百八

十六条第一項第一号の表中バケット番号11に該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(othere_bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあらわすのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の三第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の四第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号 25 とバケット番号 25 以外のバケット番号との間の相関係数 (γ_{bc}) は、百パーセントとする。

五 株式リスク 第二百八十六条第五項の規定を準用する。

この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

(カーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百八十七条の二 各リスク・クラスのカーベチャード・リスクにおいて、リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケットに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の四第一項の規定を準用する。この場合において

て、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百八十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百八十六条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

。各リスク・クラスのカーベチャード・リスクに用いるリスク

・ウェイトは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二

百八十五条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二

二百八十五条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百八十六条第二項の規定（株式の現物価格に係るリスク・ウェイトに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百八十六条の三第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

各リスク・クラスのカーベチャード・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl} ）は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第五項の規定を準用して算出した相関係数 ρ_{kl} の値とする。この場合において

、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

- 二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。

イ バケット番号1から15までの場合 第二百八十五条

の三第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

ロ バケット番号16又は17の場合 第二百八十五条の三

第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

- 三 証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の四第四項第一号の規定を準用して算出した

$\rho_{kl}^{(name)}$ の値とする。

- 四 証券化商品(非CTP)に係る信用スプレッド・リスク 第

二百八十五条の五第四項第一号の規定を準用して算出した

$\rho_{kl}^{(tranche)}$ の値とする。

- 五 株式リスク 第二百八十六条第三項又は第四項の規定を

準用して算出した ρ_{kl} の値とする。この場合において、同条

第三項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・

リスク」と読み替えるものとする。

- 六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(cty)}$ の値とする。

4 第二百八十二条の三第五項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカーベチャード・リスクにおいて、同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算は、バケットが第二百八十五条の三第一項第一号の表中バケット番号16、第二百八十五条の四第一項第一号の表中バケット番号16、第二百八

十五条の五第一項第一号の表中バケット番号 25 又は第二百八十六条第一項第一号の表中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 各リスク・クラスのカーベチャード・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定める相関係数 (γ_{bc}) の値を二乗した値とする。

一 一般金利リスク 第二百八十五条の二第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の三第七項及び第八項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の四第五項及び第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百八十五条の五第六項及び第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第六項中「デルタ

・リスク」とあるのは「カーベチャード・リスク」と、「バケット（バケット番号25を除く。）間」とあるのは「バケット間」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百八十六条第五項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百八十六条の二第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百八十六条の三第四項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャード・リスク」と読み替えるものとする。

（外国為替リスクに係るカーベチャード・リスクの感応度の調

整）

第二百八十七条の三 外国為替リスクに係るカーベチャード・リスクを計測する銀行は、報告通貨以外の通貨の組合せを原資とした商品について、第二百八十二条の三第二項において算出した感応度の値を一・五で除することができる。

2 外国為替リスクに係るカーベチャード・リスクを計測する銀行は、金融庁長官に届け出た場合に限り、報告通貨を含む全ての通貨の組合せを原資とした商品について、第二百八十二条の三第二項において算出した感応度の値を一・五で除す

ることができる。

第三款 標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

第一目 総則

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百八十八条 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、リスク感応度方式では捕捉できない JTD リスクを捕捉し、次に定めるところにより算出するものとする。

一 次に掲げる商品の区分に分類して算出すること。

イ 非証券化商品（ハに分類される商品を除く。）
ロ 証券化商品（非 CTP）
ハ 証券化商品（CTP）

二 エクスポート・ジャージーとにグロスの JTD リスク・ポジション（商品の現在価値のうち、債務者等のデフォルトにより損失が生じる可能性のある部分をいう。以下この款において同じ。）を算出する。

三 グロスの JTD リスク・ポジションのうち、同一の債務者等に対するロング・ポジションの額とショート・ポジションの額とを相殺し、ネットの JTD リスク・ポジションを算出する。

四 前号のロング・ポジションとショート・ポジションの区分に当たっては、デフォルト時に損失が生じるポジションをロング・ポジションとする。

五 ネットの JTD リスク・ポジションを各バケットに分類する。

六 ネットの JTD リスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じて、同一バケットに属するものを合算する。この場合においては、ロング・ポジションとショート・ポジションとの間のヘッジ効果を勘案するため、ロング・ポジションからショート・ポジションにヘッジ効果比率を乗じた額を控除する。

七 前号で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算した額をデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額とする。

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 前項第一号イからハまでに掲げるポートフォリオの間では、分散効果を認識しないこと。

二 非証券化商品であるバスケット型の上場クレジット・デリバティブ及び株式デリバティブに係る構成銘柄の各発行体の JTD リスク・ポジションの算出は、ルックスルー・アプローチを用いること。

三 証券化商品 (CTP) における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。

四 第五十六条から第六十条までの信用リスクのリスク・アセットの額の算出において、リスク・ウェイトを零パーセントとするエクスポージャーについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができるること。

五 第二百八十四条の一第二項第三号に掲げる方法によりマーケット・リスク相当額を算出しているファンドへの出資は、無格付の株式関連商品とすること。

六 ファンドの運用基準において高利回り又は財務不振の銘柄への投資を許容する場合には、当該運用基準において想定される最大のリスクに係る仮想ポジションを用いて実効平均リスク・ウェイトを算出すること。この場合において、当該実効平均リスク・ウェイトの算出のための仮想ポジションにより生じたエクスポージャーと他のエクスポージャーとの間の相殺及び分散の勘案は行わないこと。

第二目 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

(非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション)

第二百八十九条 非証券化商品に係るグロスのJTDリスク・ポジションは、次に定めるところにより算出するものとする。一 エクスポージャーとに、グロスのJTDリスク・ポジションについてロング・ポジションヒショート・ポジションを次の算式により算出する。

$$JTD(\text{ロング}) = \max[LGD \times \text{想定元本} + P\&L, 0]$$

$$JTD(\text{ショート}) = \min[LGD \times \text{想定元本} + P\&L, 0]$$

LGDは、デフォルト時損失率(ただし、商品の価格が参照する債務者のデフォルト時の回収率に運動していない場合には、LGDは用いない。)

P&Lは、時価評価損益(債券の市場価額に相当する価額か

ら想定元本を差し引いたもの)

二 前号の算式中想定元本又はP&Lの符号は、次のイ又はロに掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものとする。

イ 想定元本 ロング・ポジションの場合にあっては正の値、ショート・ポジションの場合にあっては負の値

ロ P&L ロング・ポジションの場合にあっては負の値、シ

ョート・ポジションの場合にあっては正の値

三 第一号の算式中LGDは、次のイからハまでに掲げる商品の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ 株式関連商品及び負債性商品（ロ及びハに掲げる商品を除く。）百パーセント

ロ シニア債務商品（ハに掲げる商品を除く。）七十五パーセント

ハ カバード・ボンド 二十五パーセント

四 第一号の算式中想定元本及びP&Lの額は、次の表の第一欄に掲げる商品区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める想定元本及び同表の第四欄に定めるP&Lとする。

ロング・クレジット・ポジションに係る JTD の算出の構成要素の例		商品	想定元本	債券に相当する市場価額	P&L
債券	債券の額面価額				
本	CDS の想定元	額	債券の額面価額	債券の市場価額	P&L
本	— CDS の想定元	— CDS の額	— CDS の額	市場価額 — 額	

債券の売建プロット・オプション	債券の買建コール・オプション	オプションの想定元本	時価評価(MtM)
零	零	零	（権利行使価格） - 権利行使価格
MtM額	MtM額	MtM額	（権利行使価格） - 権利行使価格

五 前号の表の第一欄に掲げる商品の区分に分類できない』『TDリスク・ポジションは、同欄に掲げる商品の区分に可能な限り分解し、マーケット・リスク相当額を算出する。

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める満期までの残存期間の範囲に含まれるように、満期までの残存期間が一年未満の全てのエクスポート・リースに対する『TDリスク・ポジションに満期までの残存期間を年換算した値（○・二五を下回らない値に限る。）を乗じる（以下この号及び次条において「スケール調整」という。）。ただし、満期までの残存期間が一年以上の場合には、スケール調整を行わないものとする。）。

イ 株式等の現物ポジションの場合 一年以上の残存期間又は三月の残存期間（ただし、一年以上の満期を適用する場合は、あらかじめ、その適用基準を金融庁長官に届け出るものとする。）

ロ 派生商品取引のエクスポート・リースの相殺の基準を定める場合 当該派生商品取引の契約上の残存期間（三月を

下らない期間に限る。)

(非証券化商品のネット JTD 額)

第二百八十九条の二 非証券化商品のネット JTD 額は、次の各号に定めるところにより同一のエクスポージャーに対するグロス JTD 額のロング・ポジション額とショート・ポジション額とを相殺して算出するものとする。

一 ショート・ポジションは、ロング・ポジションと比較してデフォルト時の弁済順位が同一又は劣後する場合に相殺することができる。

二 満期までの残存期間が一年に満たない複数のエクスボージャーは、ポジション額をスケール調整した上で相殺するものとする。

2 前項のロング・ポジション及びショート・ポジションの相殺において、双方のポジションの満期までの残存期間が一年未満の場合には、スケール調整した上で相殺するものとする。

3 非証券化商品のネット JTD 額の算出に当たつて、保証付債券が第二百八十八条及び第二百八十九条に定める信用リスク削減手法に係る条件に適合する場合には、当該債券の保証割合に応じ、債務者に対するエクスポージャーを保証人に対するエクスポージャーとみなして、前二項の規定を適用する。

(非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百八十九条の三 非証券化商品に係るネットの JTD リスク

・ポジションは、次の各号に掲げるエクスポートの区分に応じ、当該各号に定めるバケットに分類するものとする。

- 一 第六十三条に定める第一種金融商品取引業者向けエクスポート、第六十四条に定める第二種金融商品取引業者向けエクスポート、第六十五条に定める法人等向けエクスポート、第六十七条に定める適格中堅中小企業等向けエクスポート、第六十九条に定める他の事業法人等のバケット
- 二 第五十六条に定める中央政府及び中央銀行向けエクスポート、第五十七条に定める国際決済銀行等向けエクスポート、第六十条に定める国際開発銀行向けエクスポート、第六十一条に定める我が国の政府関係機関向けエクスポート、その他これらに類するもの 中央政府等のバケット
- 三 第五十八条に定める我が国の地方公共団体向けエクスポート、第五十九条に定める外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート、第六十条の二に定める地方公共団体金融機構向けエクスポート、第六十二条に定める地方三公社向けエクスポート、その他これらに類するもの 地方公共団体等のバケット

2 非証券化商品に係るネットのJDSリスク・ポジションに乘じるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる信用リスクの区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

信用リスク区分	デフォルトのリスク・ウェイト (パーセント)
---------	---------------------------

8—1	○・五
8—2	一・〇
8—3	三・〇
8—4	六・〇
8—5	一五・〇
8—6	三十一・〇
8—7	五十・〇
無格社	一五・〇
ハフオルト	四

3 非証券化商品に係る回一ベケシトに属するリスク加重後のネットの JTD ロング・ポジションの合算に当たつて、ロング・ポジションによるヘッジ効果との間のヘッジ効果を勘案するためによることの係数は、次の算式により得た値とする。

$$HBR_b = \frac{\sum_{i \in long} netJTD_i}{\sum_{i \in long} netJTD_i + \sum_{i \in short} |netJTD_i|}$$

HBR_b は、バケット b におけるヘッジ効果の係数（次項の算式において同じ。）

i は、バケット b に属する商品

$\sum_{i \in long} netJTD_i$ は、バケット b におけるロング・ポジションとなる正在する商品 i のネットの JTD リスク・ポジションの合計額（次項及び第二百九十二条の二第三項の算式において同じ。）

$\sum_{i \in short} |netJTD_i|$ は、バケット b におけるショート・ポジションとなつてある商品 i のネット JTD リスク・ポジションの絶対値の合計額（次項及び第二百九十二条の二第三項の算式に

において同じ。)

- 4 非証券化商品に係る同一バケット内に属するリスク加重後のネットの JTD リスク・ポジションの合算は、次の算式によるとする。

DRC_b

$$= \max \left[\left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_b \cdot \left(\sum_{i \in short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right), 0 \right]$$

- 5 DRC_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、第二項に定めるリスク・ウェイ特

- 5 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算して得た額とする。

第三目 証券化商品（非 CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

(証券化商品（非 CTP）に係るネットの JTD リスク・ポジショーン)

- 第二百九十条 証券化商品（非 CTP）のグロスの JTD リスク・ポジションについては、次に掲げるエクスポート・ポジション間ににおいて相殺しないものとする。

一 異なる原資産を参照する証券化エクスポート・ポジション等（原

資産に係る信用リスクを第三者に移転する性質を有する取引をいう。以下この款において同じ。)の間(アタツチメント・ポイント(証券化エクスポージャーに最初に損失が生じるポイントをいう。第二百九十二条第三項において同じ。)及びデタッチメント・ポイント(証券化エクスポージャーに割り当てる信用損失が元本全体に及ぶポイントをいう。同項において同じ。)が同一の証券化エクスポージャー間を含む。)

二 同一の原資産を参照する証券化商品に係る異なるトランシエから生じる証券化エクスポージャー等の間

2 証券化商品(非 CTP)のデフォルト・リスクについては、次に掲げるエクスポージャー間ににおいて相殺をすることができる。

一 満期以外の条件が同一である証券化エクスポージャー等の間

二 ロング・ポジション及びショート・ポジションの証券化エクスポージャー等の原資産を参照する個別の資産に分解することで得た同一の個別の参照資産間

3 第二百八十九条から前条までの規定は、証券化商品(非 CTP)の JTD リスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、これらの規定中「非証券化商品」とあるのは、「証券化商品(非 CTP)」と読み替えるものとする。

(証券化商品(非 CTP)に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十条の二 証券化商品(非 CTP)のデフォルト・リスク

については、次の表の中欄に掲げるセクターの区分及び同表の下欄に掲げる地域の区分に応じ、四十六のバケツに分類するものとする。

ト番号	バケツ	セクター	地域
17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2	1	事業法人向け債権等を担保とする証券（資産担保コマーシャルペーぺー、中小企業向け債権等を担保とする証券及びCDOスクエアドを除く。）	全地域
る証券 クレジットカード債権を担保とす る	住宅ローン担保証券（MBS）	自動車ローン及びリースを担保とする証券	その他地域 北米 欧州 アジア その他地域 北米 欧州 アジア その他地域 北米 欧州 アジア その他地域 北米 欧州 アジア

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
その他リテール向け債権等を担保とする証券（自動車ローン及びリースを担保とする証券、住宅ローン担保証券並びにクレジットカード）	学生ローンを担保とする証券	）	証券（資産担保コマーシャルペーパー及びローン担保証券を除く。）	中小企業向け債権等を担保とする証券（資産担保コマーシャルペーパー及びローン担保証券を除く。）	CDO スクエアド（CDO を担保とする証券）	ローン担保証券（CLo）	商業不動産担保証券（CMBS）	その他地域	北米	欧州	アジア											
北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	北米	欧州	北米	欧州	北米	欧州	北米	欧州	北米	欧州	北米	欧州	

4	3	2	46	45	44	43	42	41	ド債権を担保とする証券を除く。 （その他ホールセール向け債権等を担保とする証券（事業法人向け債権等を担保とする証券、資産担保コマーシャルペーパー、ローン担保保証券及び CDO スクエアードを除く。）	その他地域	アジア
									その他地域	北米	欧州
									その他地域	全地域	

1 いすれか一のバケットに分類すること。

2 前項の分類に当たつては、市場で一般的に用いられている分類に基づくとともに、次に定めるところによるものとする。

3 個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号46に分類すること。

4 証券化商品（非 CTP）のネットの JTD リスク・ポジションに乗じるリスク・ウェイトは、第八章第二節第二款に規定する証券化エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトの算出方式に基づき算出したものを十二・五で除して得た値とする。この場合において、JTD リスク・ポジションとなる証券化商品の満期までの期間は、一年を想定するものとする。

5 証券化商品（非 CTP）内の個々の証券化エクスポートジャーナー等

) の現物ポジションに対する標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、取引の公正価値を上限とするものとする。

5 証券化商品（非 CTP）に係る同一のバケット番号に属するマーケット・リスク相当額の合算は、第二百八十九条の三第三項及び第四項に規定する算式により算出するものとする。

6 証券化商品（非 CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算して得た額とする。

第四目 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リ

スクに対するマーケット・リスク相当額

（証券化商品（CTP）に係るグロスの JTD リスク・ポジション）

第二百九十二条 第二百九十五条の規定は、証券化商品（CTP）のうち証券化エクスボージャー等に該当する商品のグロスの「TD リスク・ポジション」の算出について準用する。この場合において、同条中「証券化商品（非 CTP）」とあるのは、「証券化商品（CTP）」と読み替えるものとする。

2 証券化商品（CTP）に含まれる証券化エクスボージャー等に該当しない商品のポジションのグロスの JTD リスク・ポジションは、当該商品の市場価値とする。

特定順位参照型クレジット・デリバティブは、次の算式により算出されたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントを有するトランシェ分けした証券化商品として扱うものとする。

$$\text{アタッチメント・ポイント} = (N-1) \div \text{総銘柄数}$$

$$\text{デタッチメント・ポイント} = N \div \text{総銘柄数}$$

N は、あらかじめ特定された順位に相当する数値
総銘柄数は、原資産のプールにおける銘柄の総数

4 前条第三項の規定は、証券化商品(CTP)のネットのJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、同項中「証券化商品(非CTP)」であるのは、「証券化商品(CTP)」と読み替えるものとする。

5 証券化商品(CTP)のネットのJTDリスク・ポジションの算出に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相殺をすることができる。

一 インデックス参照型の証券化商品のロング・ポジションとショート・ポジションが参考するインデックスの種類及びそのシリーズ並びに保有トランシェが同一である場合
証券化エクスポージャー等のロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺(満期が異なる場合における相殺を含む。)

二 インデックス参照型の証券化商品を個別の債務者のエクスポージャーに分解し、次に掲げる要件の全てを満たす場合 同一の個別の債務者のロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺
イ 評価モデルを用いた分解をする場合にあつては、証券

化商品の構成銘柄である単一の債務者のグロスのJTDリスク・ポジションは、単一の債務者のデフォルトによる回収を零と想定した場合の証券化商品の価値と市場慣行に従つた回収率を用いた場合の証券化商品の価値との差額とすること。

- 四 個別の債務者のJTDリスク・ポジションに分解するに当たつて、証券化商品の個別の債務者のデフォルトの影響を考慮し、分解した個別の債務者に係るJTDリスク・ポジションの合計は、分解前の証券化商品のJTDリスク・ポジションと一貫性があるものとすること。
- 五 分解はバニラ証券化商品（エキゾチックな証券化商品以外の証券化商品をいう。）に限定すること。

- 六 インデックストラック参考型商品のうち、トランシェ分けされたもの並びにトランシェ分けされていない証券化エクスポート等のロング・ポジション及びショート・ポジションのインデックスの種類及びそのシリーズが同一である場合当該証券化エクスポート等のロング・ポジション及びショート・ポジションを分解及び複製（前号四に掲げる要件を満たすように分解前の証券化エクスポート等を再現することをいう。）することによる相殺
- 七 インデックストラック参考型商品のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、一方のポジションの複数のトランシェの証券化商品のエクスポートの組合せにより、他方のポジションのトランシェ分けされていないインデックス参考型商品のエクスポートを複製できる場合当該複製後の証券化商品のポジションと当該インデックス

参照型商品のポジションとの相殺

五 インデックス参照型商品とインデックス参照型商品に含まれる単一の債務者の構成銘柄によるロング・ポジションとショート・ポジションの組合せの場合 インデックス参照型商品を分解することにより得られた単一の構成銘柄に対応するロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺

6 次に掲げる相殺は行わないものとする。

- 一 同一のインデックス及び同一のシリーズにおける異なるトランシェ間の相殺
- 二 同一のインデックスにおける異なるシリーズのポジション間の相殺
- 三 異なるインデックス・ファミリーのポジション間の相殺

(証券化商品(CTP)に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十二条の二 証券化商品(CTP)のデフォルト・リスクについては、インデックスごとにバケツを設定するものとする。この場合において、トランシェ分けされた証券化エクスボージャー等は、トランシェ分け前のポートフォリオと整合的なインデックスのバケツに分類するものとする。

2 証券化商品(CTP)のデフォルト・リスクに係るリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 トランシェ分けされた商品 第八章第二節第二款に規定する証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの算出方

式に基^テで算出されたリスク・ウェイ^タトを十一・五で除して得た値

- 一一 前号に掲げる商品以外の商品 第一百八十九条の三第二項に定める非証券化商品のリスク・ウェイ^タトと同一の値
証券化商品(CTP)に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出す
ねむのとす。

$$DRC_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

DRC_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Long} |netJTD_i|}$$

DRC_{CTP} は、証券化商品(CTP)のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRC_b は、バケット b のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイ^タト

$HBR_{CTP,b}$ は、証券化商品(CTP)のバケット b におけるヘッジ効果の係数

(残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額)

第二百九十二条 標準的方式においては、リスク感応度方式によるマーケット・リスク相当額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額では捕捉できないリスクに対するマーケット・リスク相当額（以下この款において「残余リスク・アドオン」という。）を算出するものとする。

2 残余リスク・アドオンの算出は、次に掲げる商品を対象とする。

一 複雑な原資産を有する商品（デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャード・リスクについてリスク感応度方式で捕捉できないリスクが含まれる商品又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出において捕捉できないリスクが含まれる商品をいう。）

二 前号に掲げる商品以外のものであつて、残余リスクを有する商品

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる商品は残余リスク・アドオンの算出を要しない。

一 第三者取引と同一条件の取引の対象となつている商品

二 上場商品及び清算集中されている商品

4 第二項第二号に掲げる商品は、次に掲げる商品を含むものとする。

一 ベガ・リスク又はカーベチャード・リスクに対するマーケット・リスク相当額の対象であり、かつ、株価、コモディティ価格、為替レート、債券価格、CDS価格又は金利スワップ

プを単一の原資産として有するプレーン・オプションの場合によつて再現できないペイオフを有する商品

二 コリレーション・トレーディングに該当する商品（マー

ケット・リスク相当額の算出においてコリレーション・トレーディングを適切にヘッジする商品を除く。）

三 次に掲げるリスクのいずれかが含まれる商品

イ ギヤップ・リスク（原資産の微小な変化によりオプションのベガ・パラメータが大幅に変化するリスクをいう。）

ロ コリレーション・リスク（複数の原資産を有する商品の価値を決定するために必要となるコリレーション・パラメータの変動リスクをいう。）

ハ 行動オプション・リスク（人口統計学的な特性や社会的要因等の要因に基づき、権利行使が行われることにより生じるリスクをいう。）

5 次に掲げるリスクは、残余リスク・アドオンの算出は要しない。

一 最割安銘柄オプションによるリスク

二 スマイル・リスク（同一の原資産と満期を有するオプション性商品の権利行使の水準が異なることによりインプライド・ボラティリティが変化するリスクをいう。）

三 複数の原資産を有するヨーロピアン・タイプ又はアメリカン・タイプのブレーン・オプション及びこれらのオプションの一次結合として表されるオプションから生じる相関リスク

四 原資産が配当金の支払いのみで構成されているものでは

ないデリバティブ商品から生じる配当リスク
次に掲げる商品のいずれかに該当する場合には、残余リスク
ク・アドオンの算出は要しない。

一 第二百八十四条に定める方法によりデルタ・リスク及び
カーベチャード・リスクに係るマーケット・リスク相当額の
算出がされているインデックス参照型商品（オプション性
を有する商品を除く。）

二 第二百八十四条に定める方法によりデルタ・リスク及び
カーベチャード・リスクに係るマーケット・リスク相当額が
算出されており、かつ、第二百八十四条の三に定める方法
によりベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算
出がされている複数の原資産を有するオプション

三 第二百八十四条の二第二項に定める方法によりマーケッ
ト・リスク相当額の算出がされているファンドへの出資
7 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額
は、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定める
リスク・ウェイトを当該商品のグロスの想定元本額の単純合
計に乗じて得た額を単純合算したものとする。

- 一 第二項第一号に掲げる商品 一・〇パーセント
- 二 第二項第二号に掲げる商品 ○・一パーセント

第四節 簡易的方

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当
額

（簡易的方式によるマーケット・リスク相当額）

第三節 標準的方

第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当
額

（標準的方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百九十三条 簡易的方式においては、次に掲げるリスク・カテゴリー（「これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む。）に対するマーケット・リスク相当額を算出するものとす。

〔一～四 鎮〕
〔号を削る。〕

2 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額の合計額は、前項各号に掲げるリスク・カテゴリー（「これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む。」）とに算出したマーケット・リスク相当額を、次の算式を用いて合算して得た額とする。

$$CR_{IRR} * SF_{IRR} + CR_{EQ} * SF_{EQ} + CR_{FX} * SF_{FX} + CR_{COMM} * SF_{COMM}$$

CR_{IRR} は、金利リスク・カategory及び当該カategoryのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額
 CR_{EQ} は、株式リスク・カategory及び当該カategoryのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額
 CR_{FX} は、外国為替リスク・カategory及び当該カategoryのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額
 CR_{COMM} は、コモディティ・リスク・カategory及び当該カategoryのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

SF_{IRR} は、一・三〇
 SF_{EQ} は、三・五〇
 SF_{FX} は、一・二〇
 SF_{COMM} は、一・九〇

第二百八十条 標準的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までの各リスク・カategoryについて算出するマーケット・リスク相当額及び第五号のオプション取引に係るマーケット・リスク相当額の合計額とする。

〔一～四 同上〕
五 オプション取引
〔項を加える。〕

(金利リスク・カテーテゴリー)

第二百九十四条

前条第一項第一号に掲げる金利リスク・カテーテ

ゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引については、は、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百九十四条の三に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 「略」

(クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺)

第二百九十四条の二

クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、簡易的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二 「略」

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート

(金利リスク・カテーテゴリー)

第二百八十二条

前条第一号に掲げる金利リスク・カテーテ

ゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百八十三条に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 「同上」

(クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺)

第二百八十二条

「同上」

一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、標準的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二 「同上」

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート

ト・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

〔イ・ロ 略〕

ハ スワップ、FRA 及び先渡取引 対象となる取引の残存期間等の差が次に定める限度内であること。

〔1〕〔3〕 略」

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

〔第二百九十四条の三〕 クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 「略」

〔イ・ロ 略〕

二 銀行は、次に掲げる要件の全てを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八десятと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第二百二十一条

ト・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合は、次のイからホまでのすべての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十分と他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第

〔イ・ロ 同上〕

ハ スワップ、FRA 及び先渡取引 対象となる取引の残存期間等の差が次の(1)から(3)までに定める限度内であること。

〔1〕〔3〕 同上」

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

〔第二百八十三条〕 「同上」

一 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

二 銀行は、次のイからホまでのすべての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十分と他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第二百二十一条

に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮するものとする。

「イヽホ 略」

三 銀行は、次のいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方に向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができます。

「イヽニ 略」

四 「略」

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百九十四条の四 第二百九十三条第一項第一号に掲げる金

利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
〔略〕	〔注1〕 「略」 〔注2〕 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の發行した債券等及び金融機関（第一条第七号ロに掲げる

百二十五条に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

「イヽホ 同上」

三 銀行は、次のイからニまでのいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができます。

「イヽニ 同上」

四 「同上」

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カ

テゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
〔同上〕	〔注1〕 「同上」 〔注2〕 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の發行した債券等、金融機関（第一条第七号ロに掲げる

る者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社又は保険持株会社の発行した債券等のうち第六十三条、第六十四条又は第六十四条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応するリスク区分が4-3又は5-3以上である債券等をいう。

（金利リスク・カテゴリの一般市場リスク）

第二百九十四条の五 第二百九十三条第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチユリティ法又は第二百九十四条の七に定めるデュレーシヨン法を用いて通貨ごとに算出した次に掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる銀行は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用するものとする。

一 「略」

二 マチユリティ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帶内で対当しているポジション間のバーティカル・ディスクロールанс（同一期間帶内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に

者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又は5-3以上である債券等をいう。

（金利リスク・カテゴリの一般市場リスク）

第二百八十五条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチユリティ法又は第二百八十七条に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次の第一号から第三号までに掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる銀行は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

追加する部分をいう。以下同じ。) の額
イ マチユリティ法の期間帯等

期間帯(残存期間等)	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	リスク・ウエイト(パーセント)	想定金利変動幅(パーセント)
【略】	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うものとする。 ロ 「略」	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。 ロ 「同上」	(マチユリティ法)	三 【略】

第二百九十四条の六 マチユリティ法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から成るマチユリティ・ラダー(マチユリティ法を用いて金利リスク・カタゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この条において同じ。)を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチユリティ・ラダーに投入する。

「二〇五 略」

(デュレーション法)

第二百九十四条の七 デュレーション法による算出方法は、次

イ 【同上】

期間帯(残存期間等)	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	リスク・ウエイト(パーセント)	想定金利変動幅(パーセント)
【同上】	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。 ロ 「同上」	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。 ロ 「同上」	(マチユリティ法)	三 【同上】

第二百八十六条 【同上】

イ 【同上】

期間帯(残存期間等)	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	リスク・ウエイト(パーセント)	想定金利変動幅(パーセント)
【同上】	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。 ロ 「同上」	(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。 ロ 「同上」	(マチユリティ法)	三 【同上】

第二百八十七条 【同上】

(デュレーション法)

第二百八十七条 【同上】

の各号に定めるところによる。

一 第二百九十四条の五第二号口の表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーシヨン・ラダー（デュレーシヨン法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この号において同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーシヨン・ラダーに投入する。

〔二・三 略〕

（株式リスク・カテゴリー）

第二百九十五条 第二百九十三条第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

（株式リスク・カテゴリーの個別リスク）

一 第二百八十五条第二号口の表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーシヨン・ラダー（デュレーシヨン法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーシヨン・ラダーに投入する。

〔二・三 同上〕

（株式リスク・カテゴリー）

第二百八十八条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

（株式リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百九十五条の二

第二百九十三条第一項第二号に掲げる株式リスク・カ

式リスク・カテゴリの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 「略」

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付若しくは異なる取引所で裁定取引を行っている場合又は同一でなく類似した株価指数の先物取引について、同じ日付で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

4 広範な株式により構成される指数に基づく先物取引を株式のバスケットに対当している場合は、個別リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出を要しない。

(株式リスク・カテゴリの一 般市場リスク)

第二百九十五条の三 第二百九十三条第一項第二号に掲げる株

式リスク・カテゴリの一般市場リスクの額は、各取引所について銀行が保有する全てのロング・ポジションの額と全てのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第二百八十九条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カ

テゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 「同上」

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（金融商品取引法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

「項を加える。」

(株式リスク・カテゴリの一 般市場リスク)

第二百九十条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カ

テゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について銀行が保有するすべてのロング・ポジションの額とすべてのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

(外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

〔第二百九十六条〕 第二百九十三条第一項第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジションを対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

〔第二百九十二条〕 第二百八十九条第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジション（財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建の長期にわたる出資等に係るポジションを除く。）を対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

〔第二百九十六条の二〕 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有する外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

〔イ・ホ 略〕

〔二・三 略〕

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク)

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク)

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

〔第二百九十二条〕 「同上」

一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要ないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

〔イ・ホ 同上〕

〔二・三 同上〕

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク)

相当額)

第二百九十七条 第二百九十三条第一項第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、次条に定めるマチユリティ・ラダー方式又は第二百九十七条の三に定める簡便的な方式を用いて算出するものとする。

2 前項のマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上であつて、かつ、その適切性を検証する体制を整備するものとする。

（マチユリティ・ラダー方式）

第二百九十七条の二 マチユリティ・ラダー方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところにより算出した額の合計額とする。この場合において、各コモディティ等のネット・ポジションを算出基準日の現物価格によつて各国通貨に換算した後に、第一号の表に掲げる七の期間帯から成るマチユリティ

相当額)

第二百九十三条 第二百八十八条第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 前項のマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上でなくてはならない。

〔条を加える。〕

・ラダーを各コモディティ等で作成し、当該各コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額をマチュリティ・ラダーに投入するものとする。ただし、現物の在庫がある場合については、一月以下の期間帶に投入するものとし、日次の受渡日がある市場については十日以内に期限を迎えるロング・ポジションの額とショート・ポジションの額は対当しているポジションの額とすることができる。

一 各期間帶内において対当している各コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に、スポット価格（売買締結日から二営業日以内にコモディティ（金を除く。）を受け渡す取引で成立した価格をいう。）及び次の表に定めるスプレッド・レートをそれぞれ乗じて得た額を算出する。

		期間帶（残存期間等）		スプレッド・レート (パーセント)	
		一月以下	一月超 三月以下	一月超 六月以下	一月超 十二月以下
二 前号の各期間帶内において対当していない各コモディティ等のロング・ポジションの額又はショート・ポジションの額については、当該ポジションの額に〇・六パーセントを乗じて得た額を算出する。この場合において、当該ポジ	三年超	一 五	一 五	一 五	一 五
	二年超	二年以下	六月超	一年超	二年以下

ションは、隣接する期間帯からポジションがある期間帯（ただし、三年超の期間帯を上限とする。）に持ち越される。

三 前号の持ち越されたポジションの額は、各期間帯内において対当している各コモディティ等のロング・ポジションの額又はショート・ポジションの額との合計額に第一号の表に定めるスプレッド・レートを乗じて得た額とする。

四 前三号の算出において期間帯に残存する各コモディティ等のネット・ポジションについては、当該ネット・ポジションに十五パーセントを乗じて得た額とする。

（簡便的な方式）

第二百九十七条の三 簡便的な方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百九十八条 第二百九十三条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に係るマーケット・リスク相当額は、これらに掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法を用いて算出するものとする。

一 「略」

「条を加える。」

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百九十四条 第二百八十五条号に掲げるオプション取引等とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に係るマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる場合において、それぞれに定める方法を用いて算出するものとする。

一 「同上」

二 デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第三百条において同じ。）、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。第三百条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。第三百条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。第三百条及び第三百二条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。第三百条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合 デルタ・プラス法

三 第三百一条第一項の承認を受けた場合 シナリオ法

（簡便法）

第二百九十九条 簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマークレット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出したマークレット・リスク相当額の合計額とする。

一 現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合 原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となりうる商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマークレット・リス

二 デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百九十六条において同じ。）、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。第二百九十六条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。第二百九十六条及び第三百二条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。第二百九十六条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合 デルタ・プラス法

三 第二百九十七条の承認を受けた場合 シナリオ法

（簡便法）

第二百九十五条 簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマークレット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定めるところにより算出したマークレット・リスク相当額の合計額とする。

一 現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合 原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となりうる商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマークレット・リス

ク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、トレー・デイング勘定に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

一　【略】

（デルタ・プラス法）

第三百条 第二百九十八条第二号のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一　【略】

二　ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところによる。

イ　各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

$$\text{ガンマ・インパクト} = 1/2 \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

（VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。）

ク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、特定取引勘定及び特定取引等に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

一　【同上】

（デルタ・プラス法）

第二百九十六条 第二百九十四条第二号のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一　【同上】

二　ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　【同上】

二　ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次のイからハまでに定めるところによる。

原資産の区分	EU の 算出方法
債券等	原資産の市場価値 × 第二百九十四条の五第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
「略」	「略」

ハ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第三百二条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百九十四条の五第二号イの表（デュレーシヨン法を用いる場合は、同号口の表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

(2) (3) 略

三 「略」

（シナリオ法の承認）

第三百一条 「略」

2 前項の承認を受けた銀行は、第三百一条の五の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いるものとする。

原資産の区分	EU の 算出方法
債券等	原資産の市場価値 × 第二百八十五条第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
「同上」	「同上」

ハ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第三百二条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百八十五条第二号イの表（デュレーシヨン法を用いる場合は、第二百八十五条第二号口の表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

(2) (3) 同上

三 「同上」

（シナリオ法の承認）

第二百九十七条 「同上」

2 前項の承認を受けた銀行は、第三百一条に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第三百一条の二 シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

【一・二 略】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

【一・四 略】

(シナリオ法の承認の基準)

第三百一条の三 金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、銀行の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

【一・六 略】

(変更に係る届出)

第三百一条の四 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

【一・三 略】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認申請書の提出)

第二百九十八条 シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

【一・二 同上】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一・四 同上】

(シナリオ法の承認の基準)

第二百九十九条 金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、銀行の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

【一・六 同上】

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

【一・三 同上】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百一条の五 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該銀行がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該銀行について**第三百一条第一項**の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第三百二条 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマークレット・リスク相当額は、次に定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次に定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百九十四条の五第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯に帶について）は、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期

(承認の取消し)

第三百一条 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該銀行がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該銀行について**第二百九十七条第一項**の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第三百二条 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマークレット・リスク相当額は、第一号から第四号までに定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次のイ及びロに定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じそれぞれに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百八十五条第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯について）は、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期

各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを用いるものとする。)

〔2〕〔4〕 略

口 「略」

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティの全ての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。
〔三・四 略〕

第五節 「略」

(証券化エクスポートージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前各節の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポートージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポートージャーについて次項の規定により第二百四十八条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に規定する要領に基づき証券化エクスポートージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 「略」

(証券化エクスポートージャーのショート・ポジションの個別リスク)

間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを用いるものとする。

〔2〕〔4〕 同上

口 「同上」

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティのすべての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。
〔三・四 同上〕

第四節 「同上」

(証券化エクスポートージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポートージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポートージャーについて次項の規定により第二百四十八条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百八十二条又は第二百八十三条に規定する要領に基づき証券化エクスポートージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 「同上」

(証券化エクスポートージャーのショート・ポジションの個別リスク)

第三百二条の三 第二百九十四条第二項の規定は、証券化エクスボージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

第六節 「略」

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)
第三百二条の五 前各節の規定にかかるわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

「一・二 略」

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るもの)を除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

「一・二 略」

3 第二百九十四条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4 「略」

第七節 「略」

第三百二条の三 第二百八十八条第二項の規定は、証券化エクスボージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

第五節 「同上」

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)
第三百二条の五 第一節から前節までの規定にかかるわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

「一・二 同上」

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るもの)を除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

「一・二 同上」

3 第二百八十八条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4 「同上」

第六節 「同上」

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の七 銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によつて算出される個別リスクの額を用いるものとする。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第三百二条の八 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。

- 一 第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第四節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額
- 二 第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第四節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の七 銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によつて算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十三までに定める内部モデル方式によつて算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十二の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第三百二条の八 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。

- 一 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第三百二条の九 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーシヨン・トレイディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によつて算出されるコリレーシヨン・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

- イ デフォルト・リスク
- ロ 格付遷移リスク
- ハ 複合的なデフォルトに係るリスク
- ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係
るリスク

ヘ ベーシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク
チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報
を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第三百二条の十 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。
一 算出基準日の包括的リスクの額

「
条を削る。
」

「条を削る。」

-
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額
- (変更に係る届出)
- 第三百二条の十一** 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならぬ。
- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。
- 第三百二条の十二** 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。
- (承認の取消し)

第八節　〔略〕

)

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

第三百二条の九　第一百七十八条の二の三から第一百七十八条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「内部格付手法採用行」とあるのは「銀行」と、「第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前七節」の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポート・ジヤーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポート・ジヤーの額(EADをいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

第七節　〔同上〕

)

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

第三百二条の十三　第一百七十八条の二の三から第一百七十八条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用行」とあるのは「銀行」と、「第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節」の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポート・ジヤーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポート・ジヤーの額(EADをいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

備考　表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三十年	二十年	十五年	十年	五年	三年	二年	一年	○・五年	○・二十五年	テ(パー)セント)
四十・〇	四十・〇	四十・〇	四十・〇	六五十六・	九七十一・	一八十一・	四九十一・	〇九十七・	百	年〇・二五
四十・〇	四十・〇	九四十一・	六五十六・	三七十六・	一八十六・	四九十一・	〇九十七・	百	〇九十七・	〇・五年
九四十一・	六五十六・	七六十五・	三七十六・	七八十八・	二九十四・	〇九十七・	百	〇九十七・	四九十一・	一年
七六十五・	三七十六・	三八十二・	七八十八・	六九十五・	五九十八・	百	〇九十七・	四九十一・	一八十一・	二年
三七十六・	四八十四・	七八十八・	二九十三・	〇九十八・	百	五九十八・	二九十四・	一八十六・	九七十一・	三年
一八十六・	四九十一・	二九十四・	〇九十七・	百	〇九十八・	六九十五・	七八十八・	三七十六・	六五十六・	五年
二九十四・	〇九十七・	五九十八・	百	〇九十七・	二九十三・	七八十八・	三七十六・	六五十六・	四十・〇	十年
〇九十七・	〇九十九・	百	五九十八・	二九十四・	七八十八・	三八十二・	七六十五・	九四十一・	四十・〇	十五年
五九十八・	百	〇九十九・	〇九十七・	四九十一・	四八十四・	三七十六・	六五十六・	四十・〇	四十・〇	二十年
百	五九十八・	〇九十七・	二九十四・	一八十六・	三七十六・	七六十五・	九四十一・	四十・〇	四十・〇	三十年

